

門川町地域福祉総合計画

第3次門川町地域福祉計画

第5次門川町社会福祉協議会地域福祉活動計画



令和2年3月

門川町

社会福祉法人門川町社会福祉協議会



目 次

第1章 総論

1	地域福祉を取り巻く社会状況の変化	1
2	社会福祉法の改正【改正社会福祉法の概要（該当部分）】	1
3	計画策定の趣旨	3
4	計画の目的	3
	（1）本町の計画の位置づけ	3
	（2）社会福祉協議会の地域福祉活動計画の目的	4
	（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	5
5	計画の期間	5
6	計画策定の体制	6

第2章 本町の現状

1	地域福祉を取り巻く現状	7
	（1）本町の概況	7
	（2）年齢構成	8
	（3）世帯数	9
	（4）出生数及び出生率	9
2	地域で支援を必要とする人の現状	10
	（1）高齢者を取り巻く現状	10
	（2）障がい者を取り巻く現状	11
	（3）生活困窮者を取り巻く現状	11
3	町内施設の状況	13
	（1）老人福祉・介護保険関連施設	13
	（2）児童福祉施設	13
	（3）障がい者支援施設	14
4	地域活動の状況	15
	（1）高齢者クラブの状況	15
	（2）社会福祉協議会の状況	15
	（3）民生委員・児童委員の状況	15
	（4）ボランティア活動の状況	15

第3章 計画の基本的な考え方

1	「地域福祉」とは	17
2	本計画における「自助」「互助」「共助」「公助」の区分について	17
3	地域福祉における「地域（圏域）」の考え方	18
4	安心・安全のネットワークづくりの考え方	19

第4章 サービス事業者調査及び前期計画の評価

1	サービス事業者調査結果	21
	(1) 調査の概要	21
	(2) 調査の結果	21
2	門川町地域福祉総合計画の評価方法の検討と実施	33
	(1) 事業評価判定の考え方	33
	(2) 門川町地域福祉計画	36
	(3) 門川町社会福祉協議会地域福祉活動計画	42
3	本計画策定にあたっての実施状況と課題	49
	(1) 福祉課題	49
	(2) 行政の実施状況と課題	49
	(3) 町社会福祉協議会実施状況と課題	49
4	本計画の取組みへの展望	49

第5章 計画の基本方針

1	計画で目指すもの(基本理念)	51
2	基本目標	52
	【基本目標1】我が事の地域づくり	52
	【基本目標2】丸ごとのしかけづくり	52
	【基本目標3】地域共生社会の実現に向けた体制整備強化	53
3	施策体系(基本理念提案)	54

第6章 重点施策の展開

【基本目標1】我が事の地域づくり	55
重点施策① 福祉教育・生涯学習を進め、支え合う心を育てます	55
重点施策② 小地域での住民同士の支え合い活動を進めます	57
重点施策③ 住民主体のボランティア活動を進めます	59
重点施策④ 地域課題を解決するための福祉ネットワーク活動を進めます	61
【基本目標2】丸ごとのしかけづくり	63
重点施策① 災害時要援護者の支援体制をつくります	63
重点施策② 地域の見守り体制を強化します	66
重点施策③ 高齢者・障がい者・子育て世帯の地域活動を支援します	68
重点施策④ バリアフリーの推進・地域安全点検に取り組みます	70
重点施策⑤ 社会的孤立者対策を推進します	72
【基本目標3】地域共生社会の実現に向けた体制整備強化	75
重点施策① 身近で信頼できる相談体制をつくります	75

重点施策② 住民が求める情報を発信します	76
重点施策③ 住民の権利擁護を進めます	77
重点施策④ 生活困窮者の自立支援に取り組みます	78

第7章 計画の推進

1 地域の実情に応じた計画の推進	81
2 計画の推進体制	81
3 計画の推進管理	81

資料編

1 門川町地域福祉計画策定委員会設置要綱	83
2 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員	85
3 事務局	86

第1章 総論

第1章 総論

1 地域福祉を取り巻く社会状況の変化

門川町のみならず日本全国において、ライフスタイルの多様化や価値観の変容等により、近年生活様式は大きく様変わりしてきました。戦前、世帯の構成において大部分を占めていた多世代同居からなる大家族は、高度経済成長期を迎える頃には核家族が全体の6割を占めるようになりました。以来、現在に至るまでそれまで大家族が占めていた割合は徐々に核家族と単身世帯が占めていくこととなります。加えて、団塊世代の高齢化や人口減少の急速進行なども起因し高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、家庭内での支え合いの機能が低下していきました。また、世代間の価値観の差の拡大、人々の移動性・流動性の高まり（移住者等の増加）等を背景に、地縁を基盤とした地域でのつながりも弱まってきています。

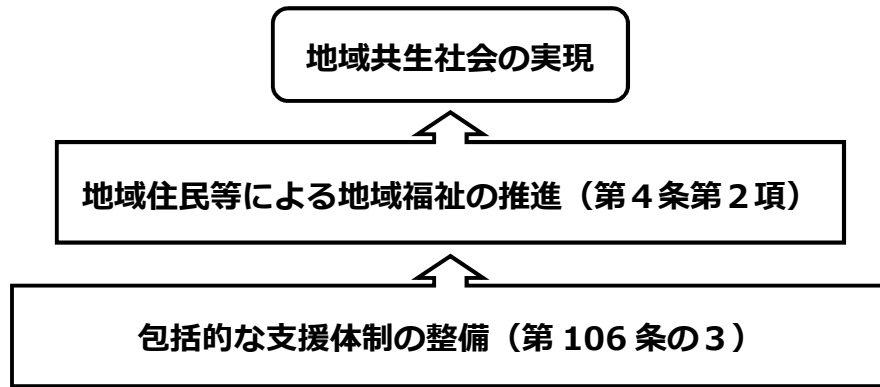
こういった社会状況のなか、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、私たちを取り巻く生活環境は個人や世帯単位で複数分野の課題に直面しています。複合的な支援を要する状況や既存の支援制度では対応が難しい制度の狭間で、見えないニーズを解決するための対応が求められるといった状況がみられ、対象者別・機能別に整備された公的支援だけでは対策を講じることが困難なケースが顕在化しています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化に対応するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要となります。

また、この「地域共生社会」の実現に向け、平成30年4月に改正社会福祉法が施行されたところです。

2 社会福祉法の改正【改正社会福祉法の概要（該当部分）】

- ☒ 地域福祉の推進に当たり、地域住民等が、支援関係機関との連携により、地域生活課題を把握し、解決を図るよう留意（第4条第2項）
- ☒ その具体策としての包括的支援体制整備（第106条の3第1項）
 - ① 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）
 - ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）
 - ③ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）

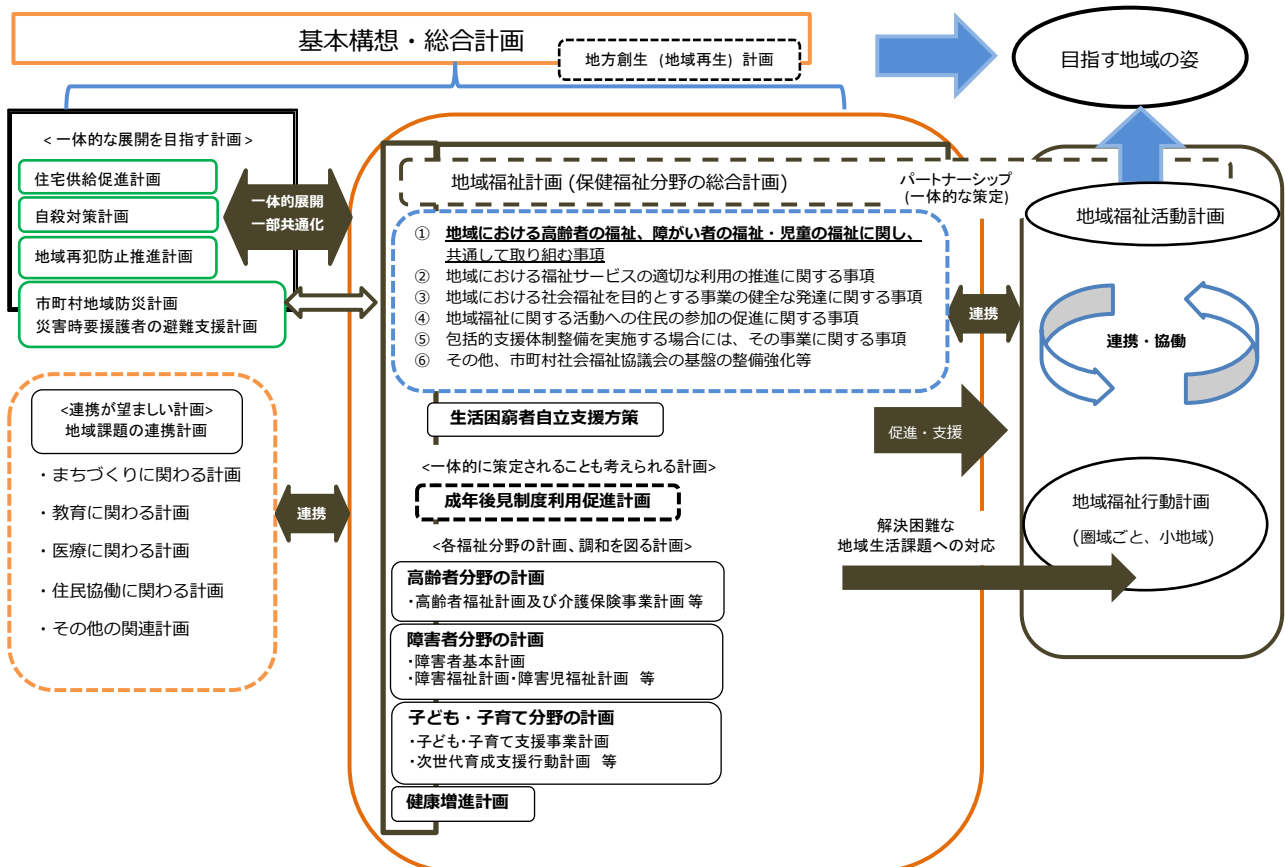


㊦ 市町村地域福祉計画に記載すべき事項の追加 (第107条第1項)

【計画に記載すべき事項】

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 (第1号) 【追加】
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 (第2号)
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 (第3号)
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 (第4号)
- ⑤ 包括的支援体制整備を実施する場合には、その事業に関する事項 (第5号) 【追加】

地域福祉計画の位置づけ:地域福祉計画と諸計画の関係図・イメージ



3 計画策定の趣旨

本町では、平成26年度に「門川町地域福祉総合計画（第2次門川町地域福祉計画・第4次門川町社会福祉協議会地域福祉活動計画）」を策定し、今日まで推進してきました。

同時に、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等、対象者や分野ごとに、公的支援制度の充実も図ってきましたが、少子高齢・人口減少社会が進行する中で地域のつながりが希薄になる等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、住民の抱える福祉ニーズも多様化・複雑化しており、単一の公的支援制度では対応することが難しい「複合的な課題」や、既存の支援制度では対応が難しい「制度と制度の狭間に起こる課題」が顕在化してきています。

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、全ての人々が「地域」「暮らし」及び「生きがい」を共に創り、高めあうことができる「地域共生社会の実現」を掲げ、その実現に向けて社会福祉法を改正する等、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決するための仕組づくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な相談支援体制の整備に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく市町村には、その地域づくりの取組みの支援と、地域での課題を公的な福祉サービスへと繋ぐための縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

本町では、こうした地域福祉を取り巻く環境の変化や新たなニーズの顕在化等を踏まえ、これらに対応する取組みをより一層充実させていくため、国や県の新たな方向性を踏まえ、「門川町地域福祉総合計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

4 計画の目的

本計画は、地域福祉推進の主役である町民と、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係の事業者など社会福祉活動の担い手が行う地域での取組みや町の支援策についてまとめていくものです。

また、地域の福祉課題に対して、町が地域で行う取組みの方向性や基本的な考えを示し、今後施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定め、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図り、町の地域福祉を具現化していくものです。

(1) 本町の計画の位置づけ

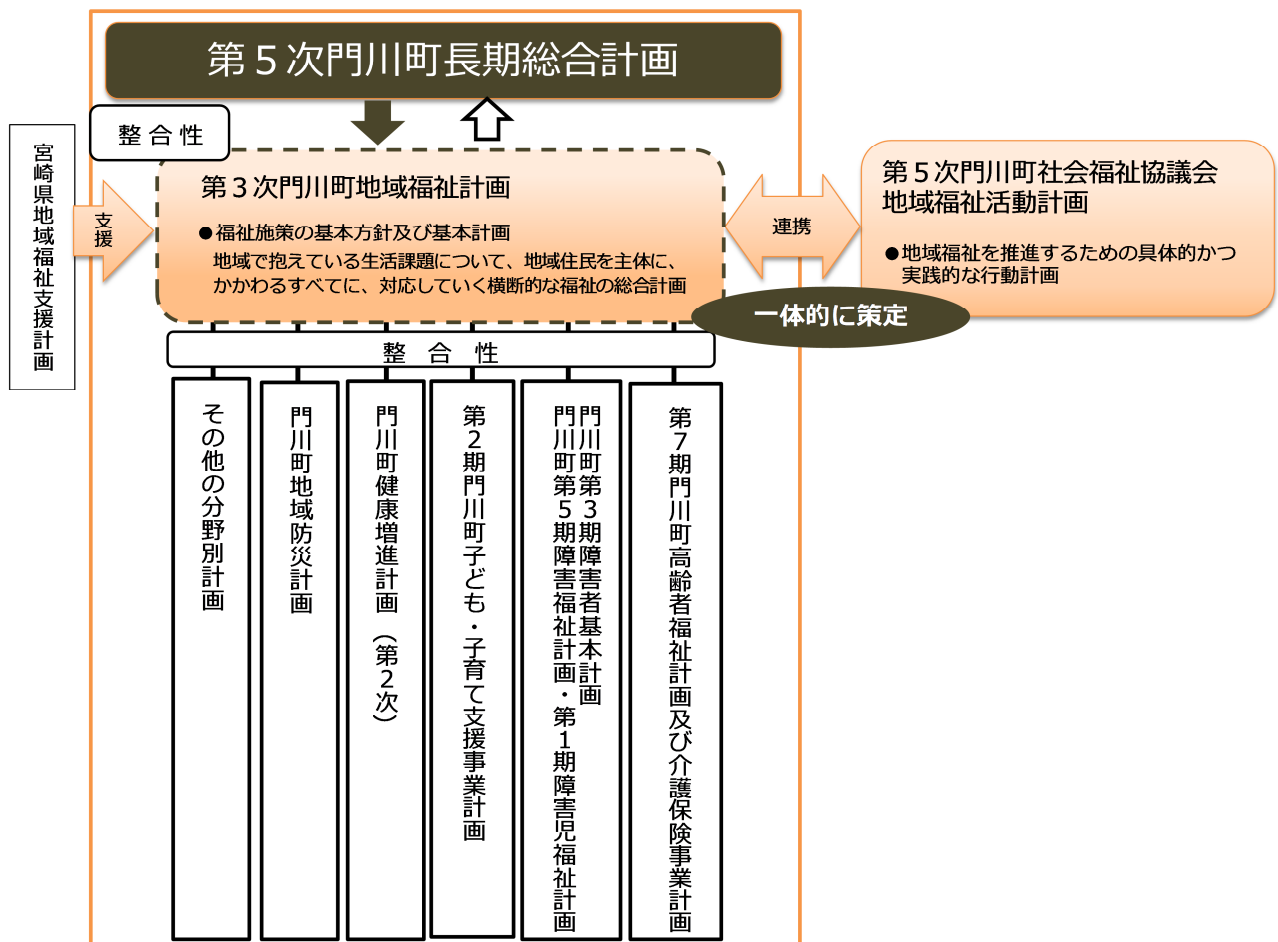
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられ、町が策定する行政計画です。

本町のまちづくりの基本となる「第5次門川町長期総合計画」の基本構想の1つである「福祉・健康のまちづくり」のもと、同計画で示した政策を具体化していくものとして位置づけられるほか、地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項について、関連する各分野別の福祉計画を横断

的につなげる計画となっており、福祉以外の様々な分野（防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）についても関連事項を盛り込んだ計画となっています。

そのため、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、本町に暮らすすべての町民を対象とし、下記に示した福祉関連計画との整合性を図り、地域における福祉を総合的に推進するための基本計画となります。

【本計画の位置づけ】



(2) 社会福祉協議会の地域福祉活動計画の目的

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画であり、住民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく、「共助（住民活動）」の性格をより明確にした計画です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、住民主体の理念のもとに運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織であることから、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、住民活動や行動のあり方を定める計画が、地域福祉活動計画となります。

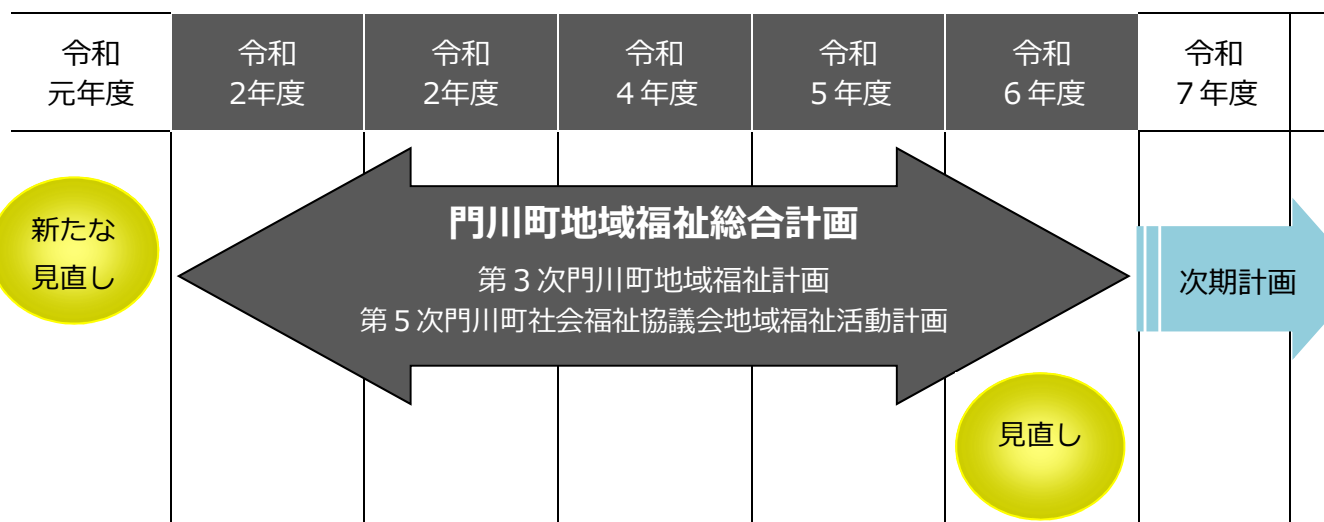
地域福祉活動計画は地域福祉計画に基づき策定されるため、重複している部分が多いことから、町と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効率的と考え、一体的に策定をした計画となっています。

このように、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪といえます。

また、本計画は、住民や地域、町役場などの行政機関、地域福祉活動を行う社会福祉協議会、団体等がこれから向かうべき方向性と役割について、町民の方にわかりやすくした計画となっています。

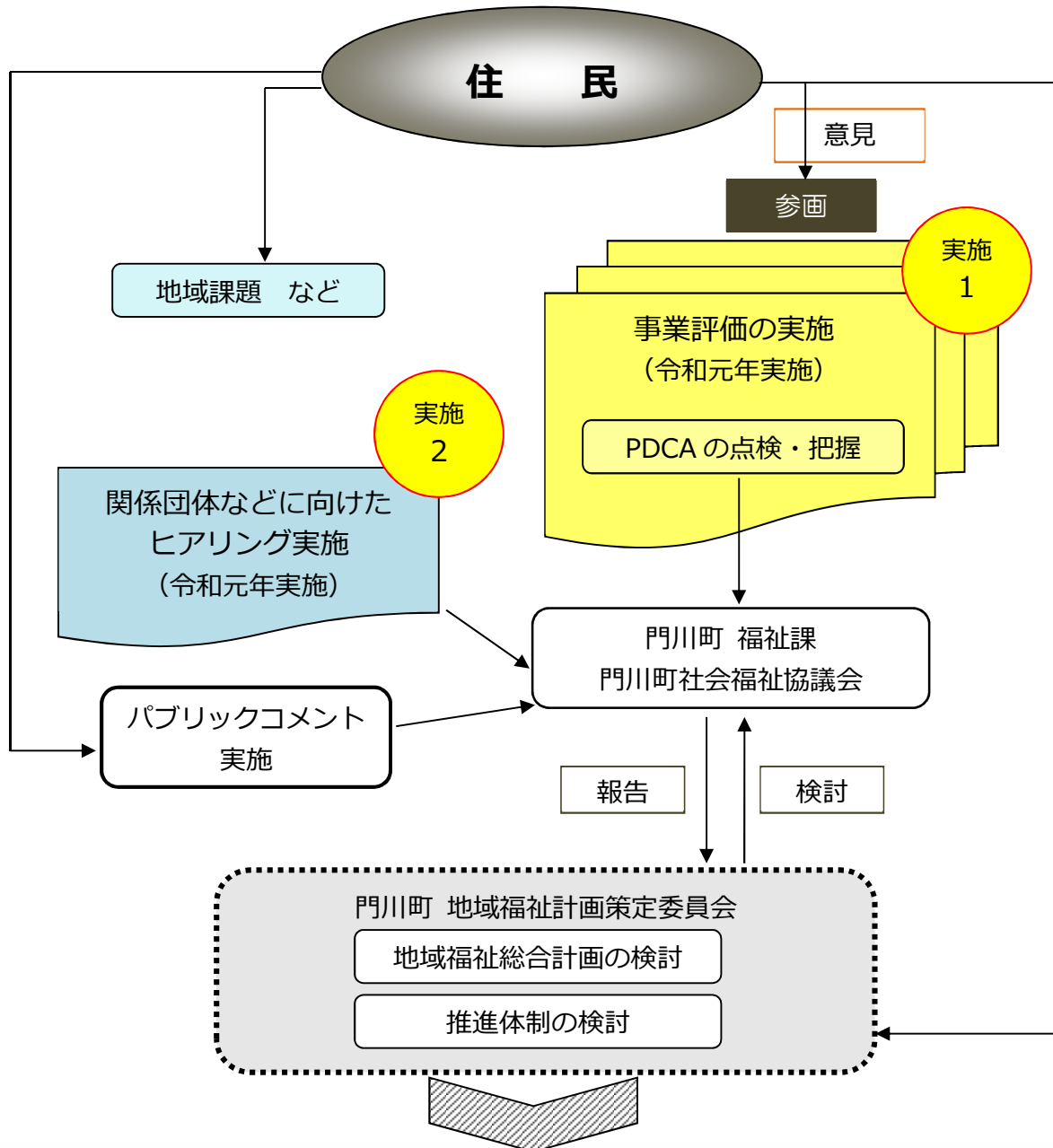
5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間となりますが、変化する社会経済情勢への対応や他計画との整合性を図るため、計画期間中であっても随時、必要な見直しを行っていきます。



6 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象分野を網羅して地域福祉を推進するため、地域福祉計画策定委員会を開催し、住民代表、福祉関係者、NPO法人、社会福祉法人、学識経験者等による審議を行いました。



門川町地域福祉総合計画の推進

(第3次門川町地域福祉計画・第5次門川町社会福祉協議会地域福祉活動計画)

住民・団体・事業所・行政の協働による計画の推進へ(令和2年度～)

第2章 本町の現状

第2章 本町の現状

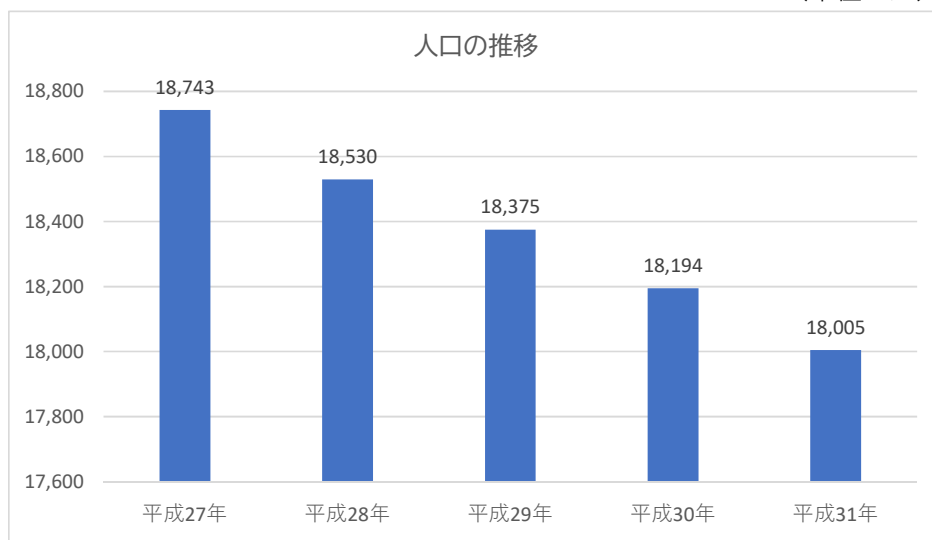
1 地域福祉を取り巻く現状

(1) 本町の概況

① 人口

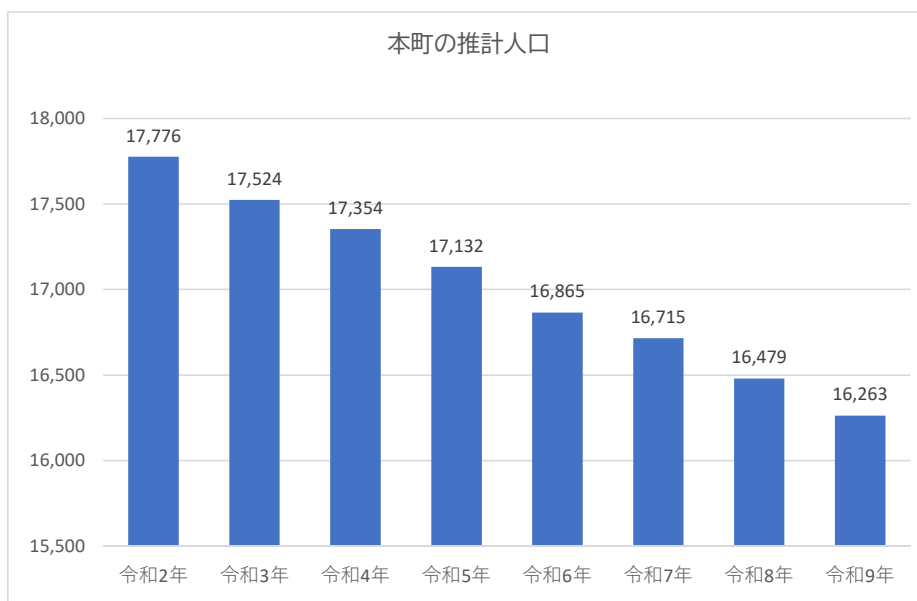
本町における平成31年4月1日現在の人口は、18,005人で、近年減少が著しく直近5年でみると738人減少しています。今後も人口減少がさらに進むものと推測されています。

(単位：人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(単位：人)



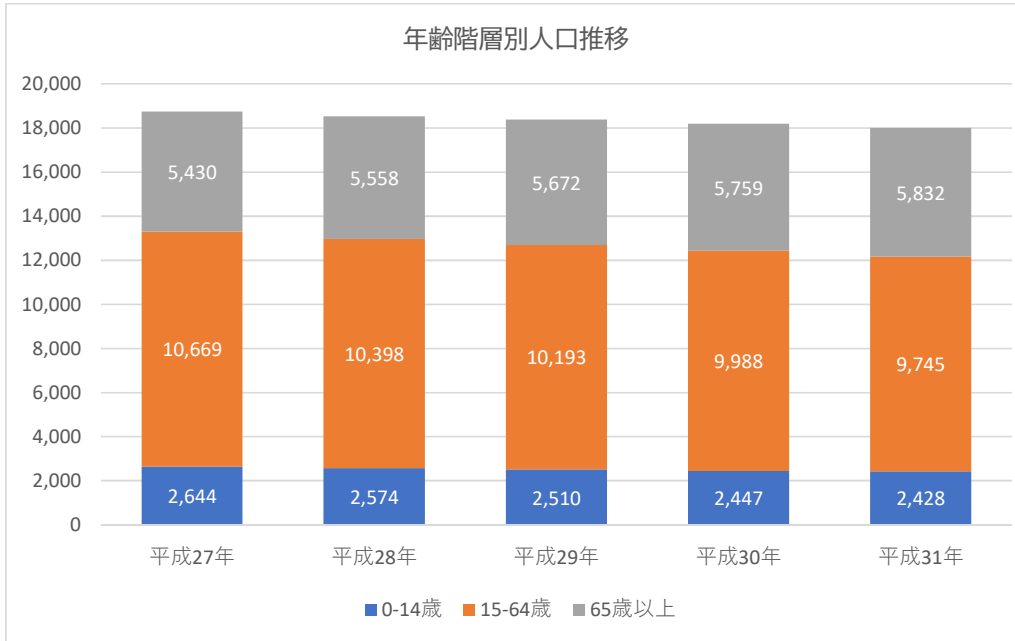
資料：国立社会保障・人口問題研究所の計算法により算出

(2) 年齢構成

年齢階層別の人口をみると、年少人口（0-14歳）および生産年齢人口（15-64歳）は減少傾向にありますが、高齢人口は増加傾向にあります。

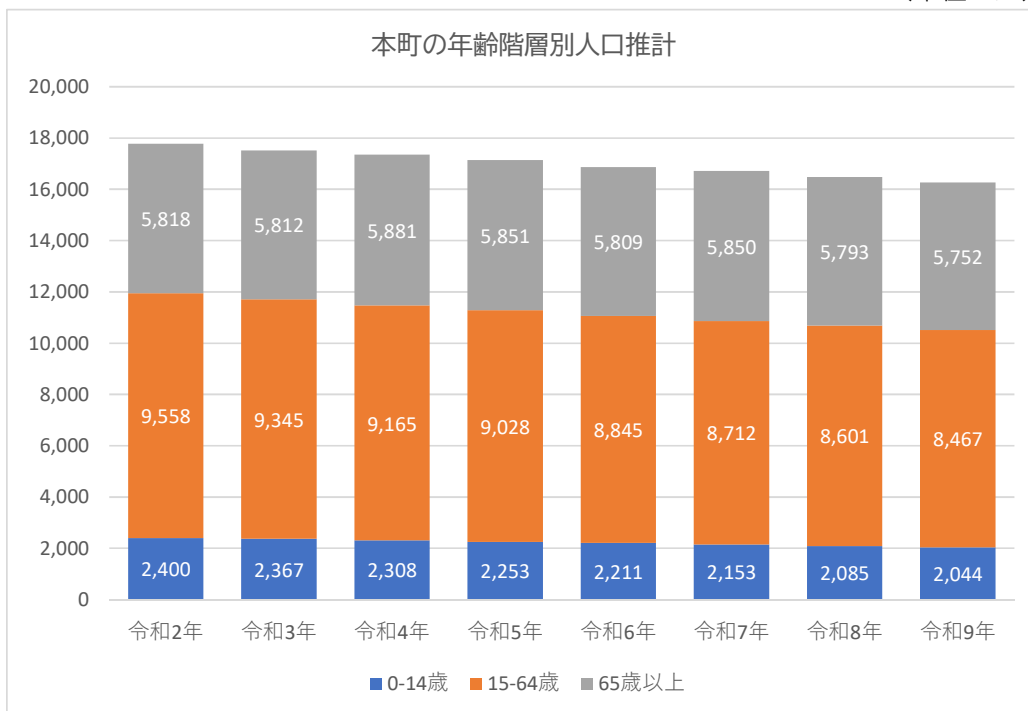
年齢階層別の人口推計では、今後すべての年齢階層で減少すると推測されています。

(単位：人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

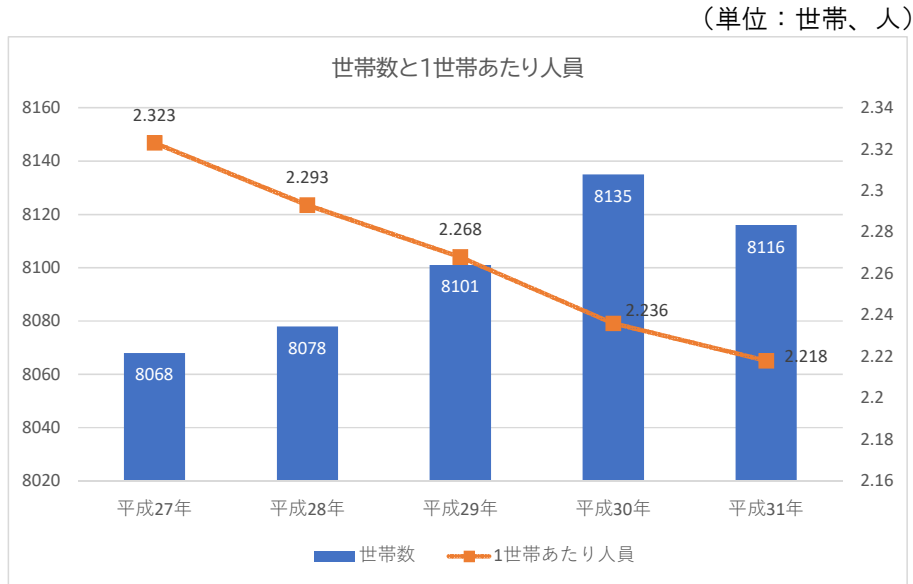
(単位：人)



資料：国立社会保障・人口問題研究所の計算法により算出

(3) 世帯数

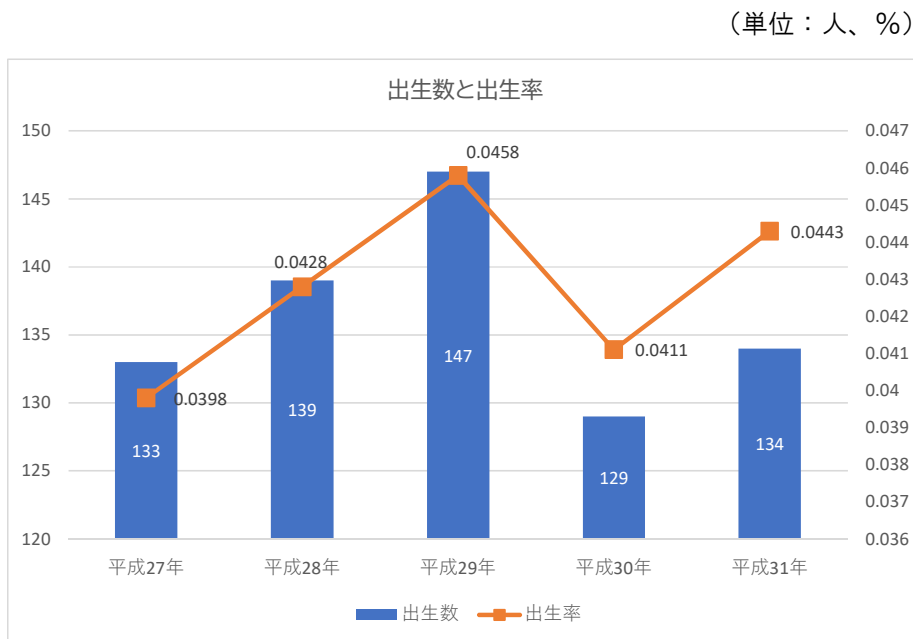
世帯数は、平成27年3月末の8,068世帯から、平成31年3月末では8,116世帯と微増していますが、1世帯あたり人員は、平成27年の2.3人から平成31年は2.2人となっており、単身世帯や核家族世帯等が増えていることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(4) 出生数及び出生率

本町における出生数は、平成30年に一度減少し、平成31年に再び微増に転じています。出生率も同様です。



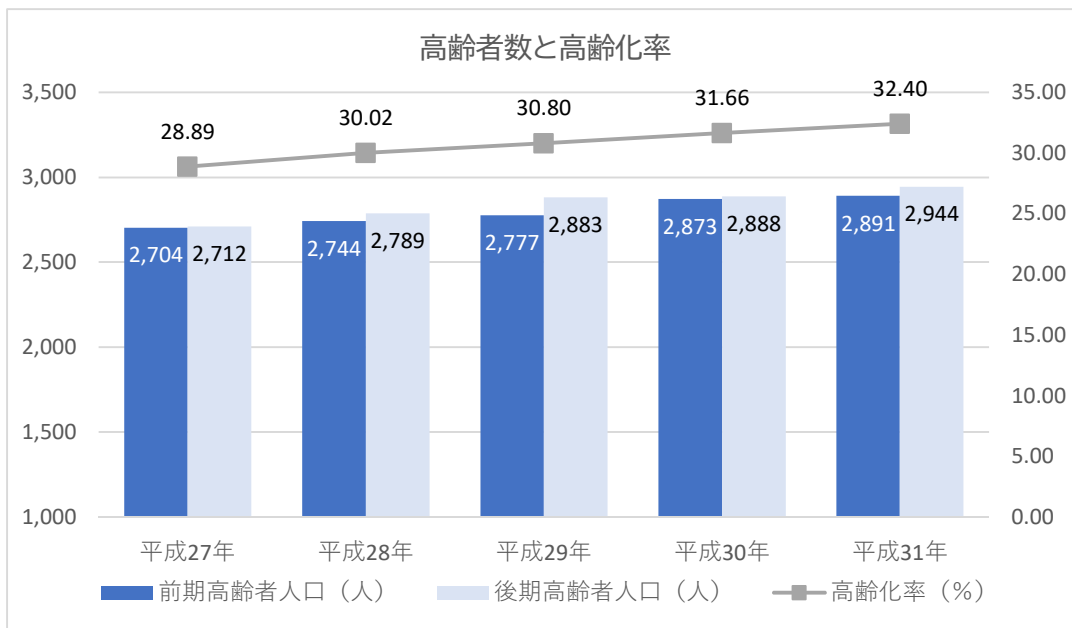
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）
出生率:対人口1,000人

2 地域で支援を必要とする人の現状

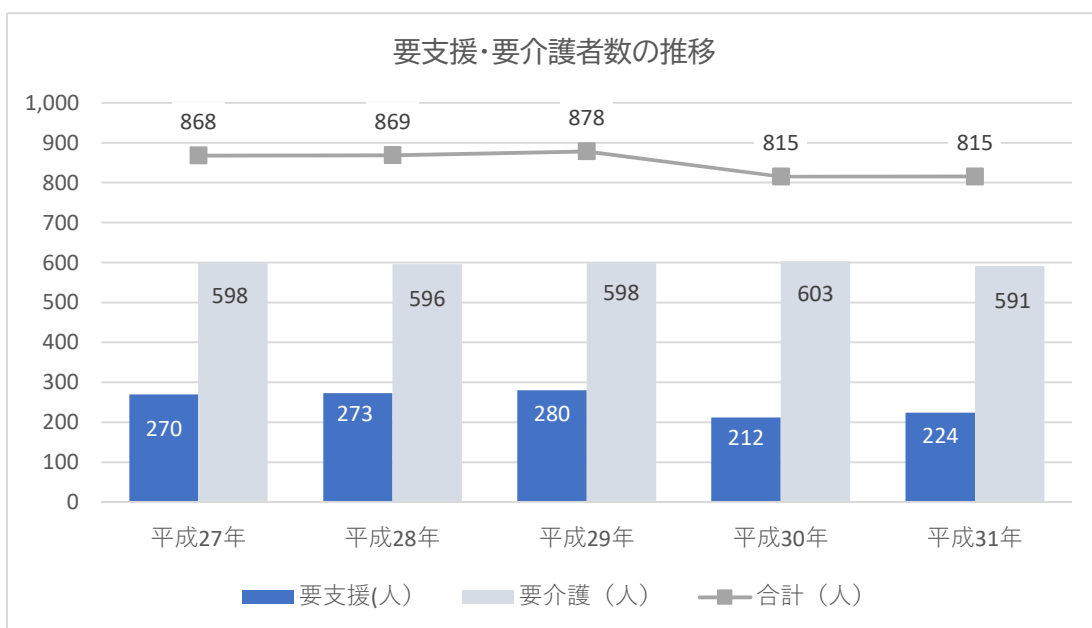
(1) 高齢者を取り巻く現状

本町の65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は、平成31年3月末現在で32.4%と高齢化が進んでいます。

介護保険制度における要支援者数は平成30年度から減少に転じていますが、要介護者数は横ばいの状況です。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

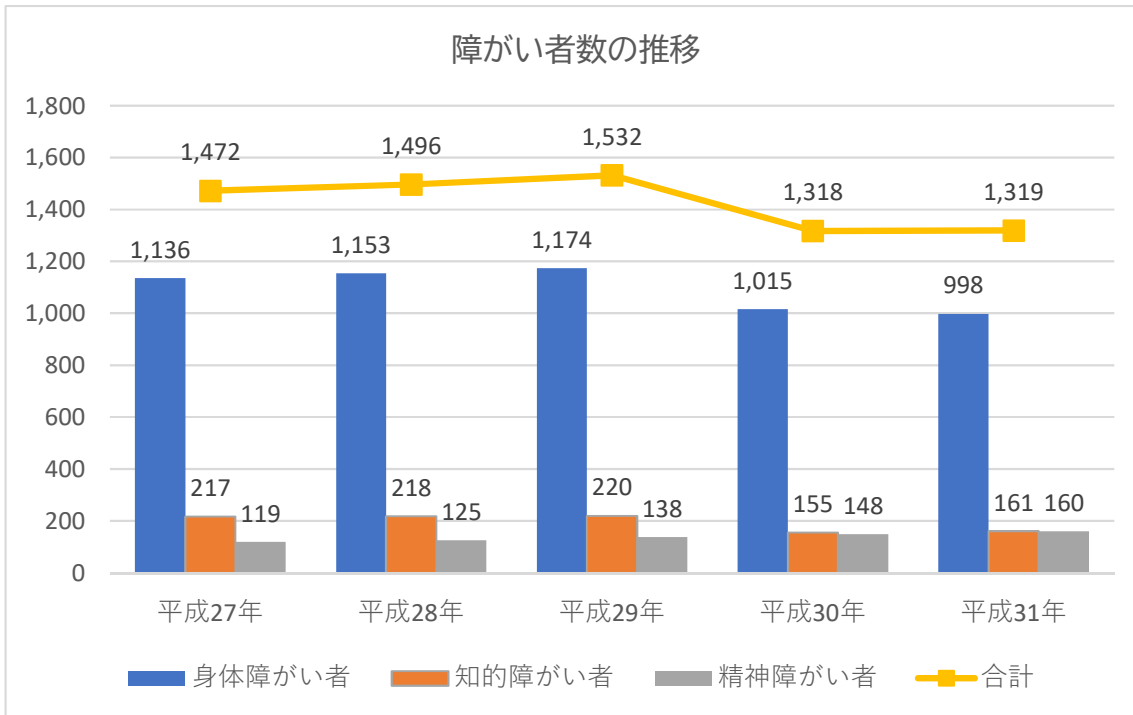


資料：福祉課（各年9月時点）

(2) 障がい者を取り巻く現状

平成31年3月末現在で、身体障害者手帳の交付者が998人、療育手帳の交付者が161人、精神障害者保健福祉手帳の交付者が160人、合計1,319人で総人口の7.3%となっています。

(単位：人)



資料：福祉課

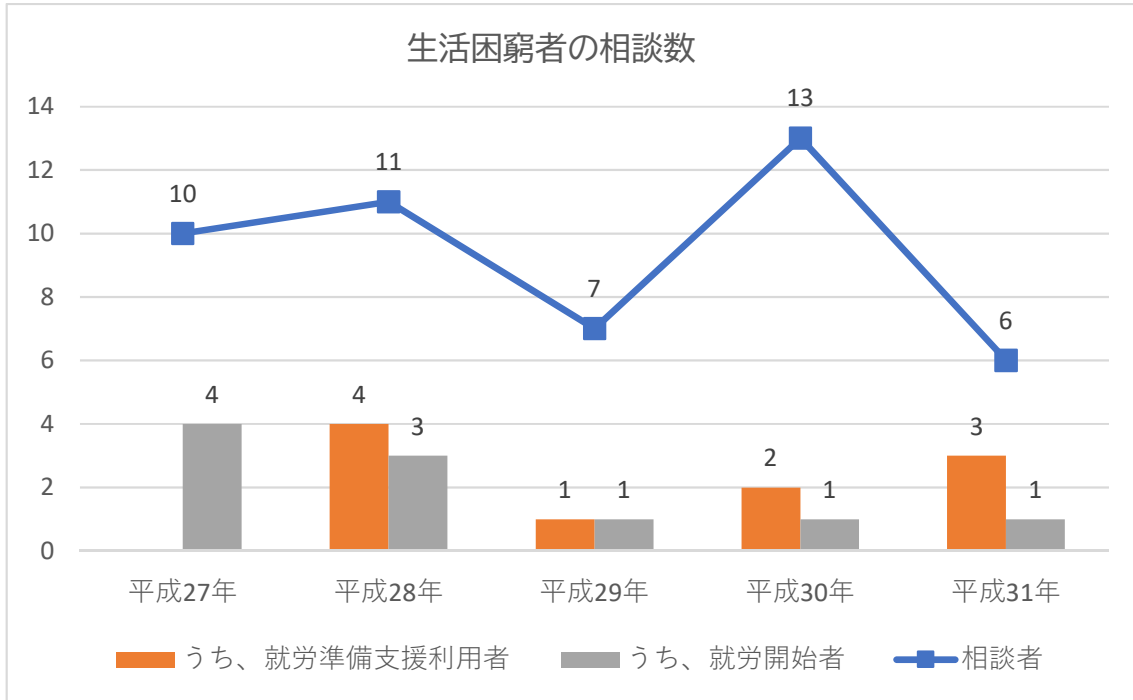
(3) 生活困窮者を取り巻く現状

① 生活困窮者の相談数

本町では、経済的に困窮し最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある生活困窮者に対し、生活や就労に関する相談や困りごとの解決に向けての必要な支援や、直ちに一般就労への移行が困難な困窮者及び被保険者に対し就労に向けた訓練を実施し、自立支援に取り組んでいます。

相談者数は、平成30年から半数以下に減少しています。就労準備支援利用者の相談数は増えてきています。

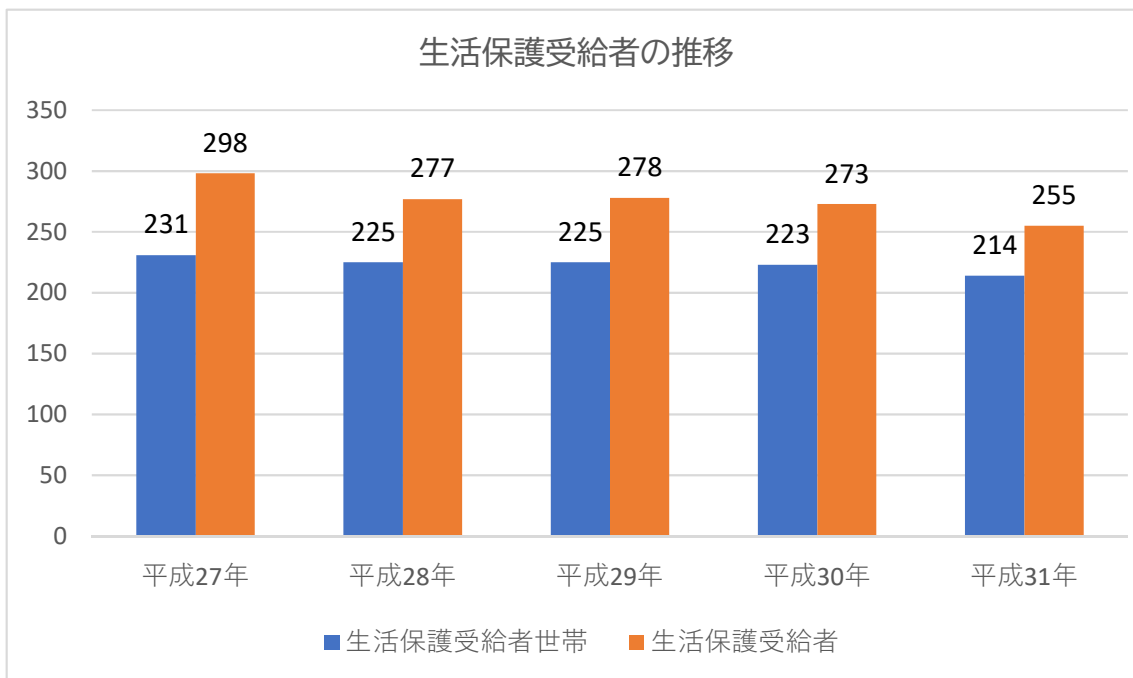
(単位：人)



② 生活保護受給者の推移

本町の生活保護受給世帯数・受給者数は、ともにやや減少傾向にあります。

(単位：人)



3 町内施設の状況

本町の保健福祉関係施設の設置状況は、以下のとおりです。

(1) 高齢者福祉・介護保険関連施設

本町には特別養護老人ホーム1箇所、養護老人ホーム1箇所、通所介護事業所12箇所、グループホーム2箇所、介護療養型医療施設1箇所、通所リハビリテーション2箇所、地域包括支援センター1箇所、居宅介護支援事業所10箇所があります。

【高齢者福祉・介護保険関連施設】

(単位：箇所)

		施設数合計
種 別	特別養護老人ホーム	1
	養護老人ホーム	1
	通所介護事業所	12
	グループホーム	2
	介護療養型医療施設	1
	通所リハビリテーション	2
	地域包括支援センター	1
	居宅介護支援事業所	10

資料：福祉課（平成31年4月1日現在）

(2) 児童福祉施設等

本町には、保育所3園、認定こども園4園、子育て支援施設が2箇所あります。

(3) 障がい者支援施設

本町には、居宅介護支援7箇所、重度訪問介護7箇所、行動援護1箇所、同行援護4箇所、生活介護4箇所、短期入所1箇所、就労移行支援1箇所、就労継続支援B型3箇所、共同生活援助4箇所、計画相談支援4箇所の事業所があります。

【障がい者支援施設】

(単位：箇所)

		施設数合計
種 別	居宅介護（ホームヘルプ）	7
	重度訪問介護	7
	行動援護	1
	同行援護	4
	生活介護	4
	短期入所	1
	就労移行支援	1
	就労継続支援B型	3
	共同生活援助（グループホーム）	4
	計画相談支援	4

資料：福祉課（平成31年4月1日現在）

4 地域活動の状況

(1) 社会福祉協議会の状況

地域で暮らす住民や福祉、保健、医療、教育の関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する様々な専門家、団体機関によって構成される、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、門川町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。

制度の狭間にある福祉課題や社会的支援を必要とする人々への対応、地域の福祉ニーズの解決に向けて、小地域での見守りによる支え合いネットワーク事業・サロン活動の推進・ボランティアの育成等、行政とのパートナーシップにより、地域住民や地域のあらゆる団体とが協働した、「福祉コミュニティづくり」と「地域に根ざした支援体制づくり」を進めています。

(2) 民生委員・児童委員の状況

本町の民生委員・児童委員の定数は47人（内主任児童委員3名）であり、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする方の生活に関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報の提供、社会福祉を目的とする事業の経営者等と密接に連携し、その事業又は活動を支援する一方、福祉事務所や関係行政機関の業務に協力する等の活動を行なっています。

また、民生委員・児童委員の中に、児童福祉に関わる問題を専門的に担当する主任児童委員がいます。主任児童委員は、児童福祉・教育関係機関・施設等との連絡、区域担当児童委員への援助活動、要援護児童・家庭への援助等の活動を行なっています。

(3) 高齢者クラブの状況

本町には、町内に20の高齢者クラブがあり、自らの教養を高め健康増進や社会奉仕に努めるとともに、余暇を利用して趣味や娯楽を楽しみ、より豊かな生活をおくれるため、それぞれ地域の実情にあった活動を行っています。

(4) ボランティア活動の状況

本町には門川町ボランティア連絡協議会があり、17団体357人、個人ボランティアが8人、合計365人が環境活動や地域福祉活動など福祉のまちづくりに協力しています。

今日、ボランティア、ボランティア団体・グループは様々な分野で活動し、社会的にも大きな役割を担っています。ボランティア活動による生きがいきづくりや福祉のまちづくり推進の役割が期待されています。

今後も、さらに地域福祉の担い手であるボランティアの支援を行い、地域が一体となり災害時にも強い福祉コミュニティづくりの推進が重要と思われます。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 「地域福祉」とは

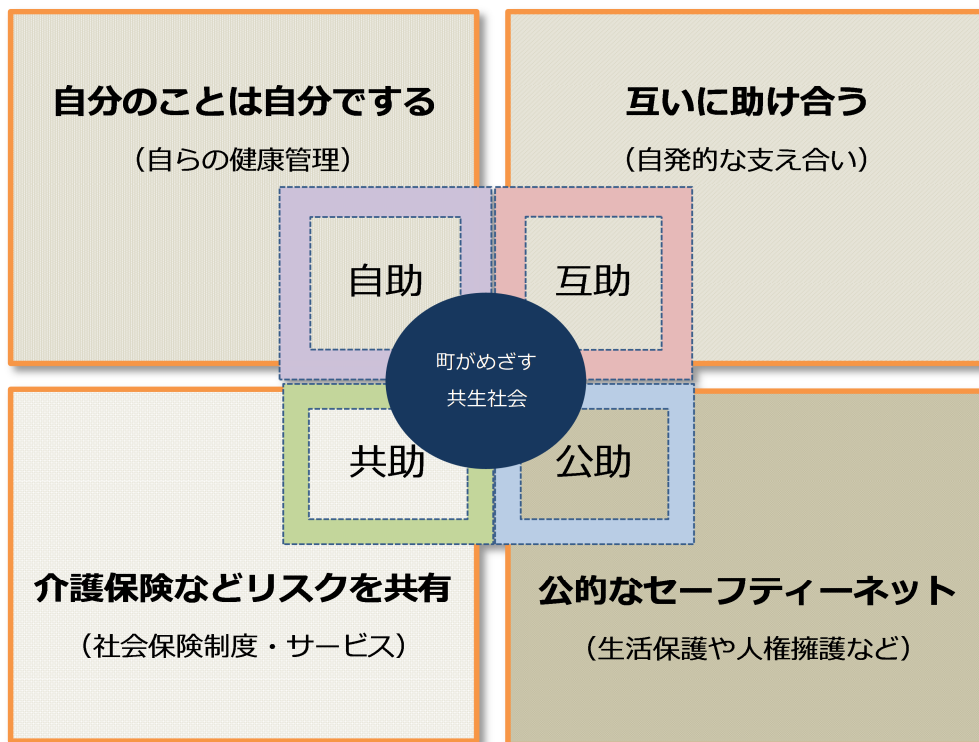
私たちの住む地域には、高齢者、障がいのある人、子ども、働きながらの子育てや家族の介護の必要性に直面している人、言葉の壁により不便を感じている外国人など多様な人々が住んでいます。

「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、“地域に住む誰もが” “地域の中で” “その人らしく” 生活を送れるよう、地域住民、ボランティア、NPO、事業者、町、社会福祉協議会などが協働し、支え合い、助け合う共生社会を築いていくことで「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

昨今、少子高齢化の進行や個人の生活様式の多様化にともなう福祉ニーズの増大など、私たちを取り巻く福祉環境は大幅に変化しています。こうした背景のなか、地域に住む人たちが福祉の受け手となるだけでなく、これからは福祉の担い手になることが期待されています。地域の中で支え合い、助け合いながら、誰もが安心して生活できるようにするためには、生活上の問題や悩みを話し合い、自分たちにできることを考え、お互いに手を貸したり、気づかったりするといった身近なところからはじめ、住民一人ひとりの幸福な暮らしをみんなで支えていくことが大切です。

2 本計画における「自助」「互助」「共助」「公助」の区分について

本計画における基本体系を基に以下のとおり区分します。地域福祉を進める上では、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方のもと、互いに支え合いつなぎ合って地域づくりをする（互助）の考え方が重要となってきます。

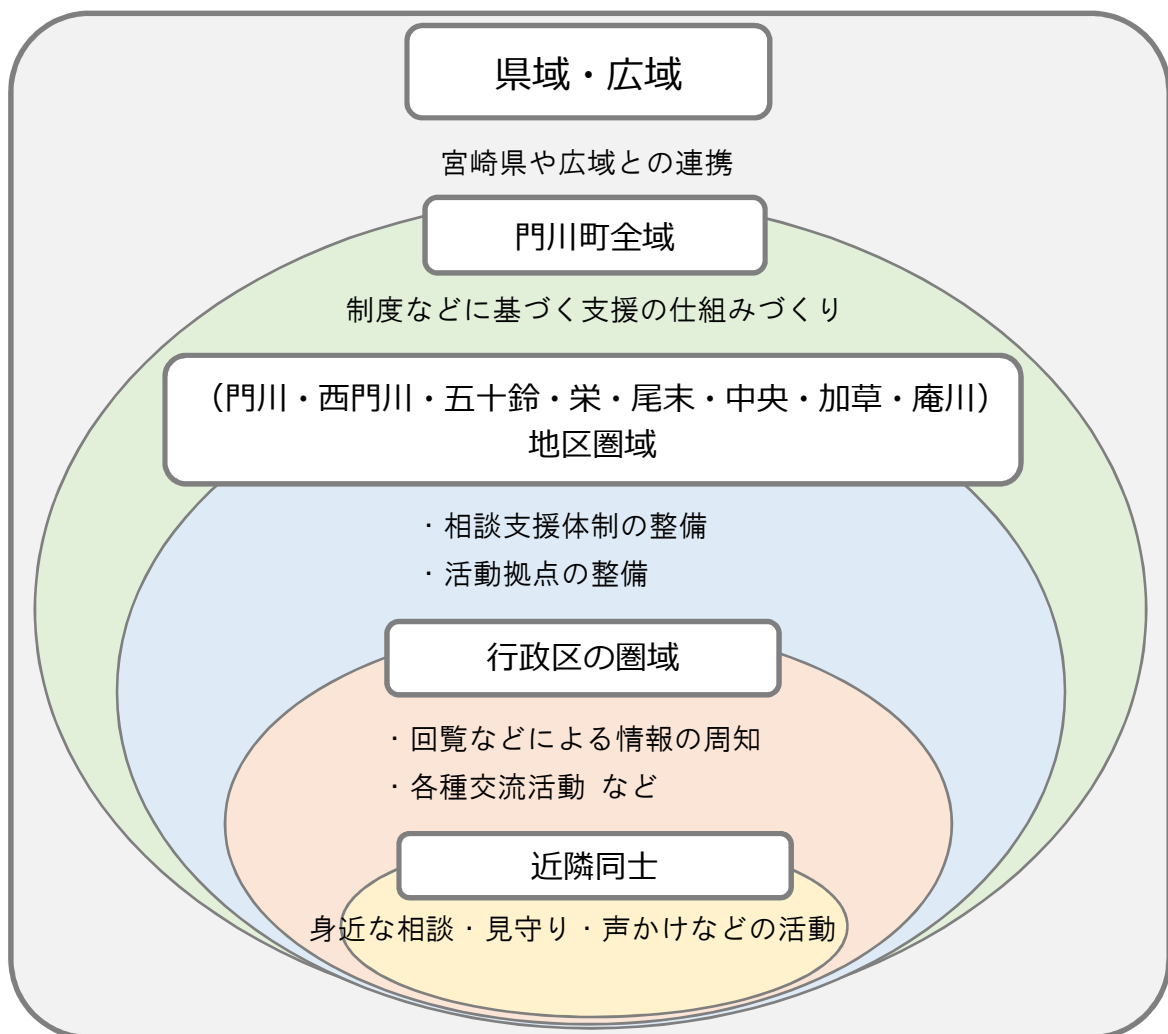


3 地域福祉における「地域（圏域）」の考え方

地域住民の生活課題、早期発見しにくい課題に取り組むには、個々のニーズに即したきめ細かい配慮が必要になります。地域福祉活動は、このような課題が見える小さな圏域を単位として活動することが多く、そこで解決できない課題は、より広い圏域で段階的に共有し、課題への対応の検討を通して新たな活動の展開につなげていきます。

本計画では、地域福祉を進めるうえでの圏域を次のように考え、圏域ごとの機能を明確化することで、それぞれの特性を生かした活動を展開していきます。

【地域福祉のセーフティーネットの仕組み】



4 安心・安全のネットワークづくりの考え方

本町では、「我が事、丸ごと」の考え方に基づいて、地域福祉を包括的に支援する地域包括ケアシステムの構築に向け、「安心・安全のネットワーク活動」の中で「支援力」と「受援力」を高められるように地域づくりを推進しています。

声のかけあいと心のふれあいで人と地域をつなぐ 安心・安全のネットワーク



人と人とのつながりや地域を結ぶ「安心・安全のネットワーク活動」は、平時の取組から、災害などいざという時にも活かされます。

あなたは「緊急時の避難場所」知っていますか？





第4章 サービス事業者調査及び

前期計画の評価

第4章 サービス事業者調査及び前期計画の評価

1 サービス事業者調査結果

(1) 調査の概要

調査の日時	令和1年9月26日～10月10日
調査対象	門川町所在の23事業者
回答事業者数	17事業所

(2) 調査の結果

質問1-(1) 貴施設(社)は、地域福祉計画のことを知っていますか？

質問1-(1)		件数
1	よく知っている	4
2	知っている	6
3	ある程度知っている	7
4	あまり知らない	3
5	知らない	3
6	興味がない	0
0	無回答	1
	合計	24

質問1-(1)で1～4を回答された方

質問1-(2) 貴施設(社)は、「地域福祉計画」のことをどのような方法でお知りになりましたか。

質問1-(2)		件数
1	町作成の冊子・配布物	9
2	町職員から聞いた	3
3	研修・教育機関等	4
4	その他	0
0	無回答	5
	合計	21

質問2 貴施設（社）は、イベントなどの企画を通して、地域住民との交流を図っていますか。

質問2		件数
1	積極的に交流を図っている	3
2	交流を図っている	4
3	ある程度交流を図っている	8
4	十分交流を図っていない	4
5	交流は図っていない	5
6	わからない	0
0	無回答	0
	合計	24

質問3 貴施設（社）では、地域住民の集まりに参加したり、貴社が持つスペースなどを地域に開放したりしていますか。

質問3		件数
1	よく開放している	2
2	開放している	3
3	ある程度解放している	8
4	あまり開放していない	4
5	開放していない	7
6	わからない	0
0	無回答	0
	合計	24

質問4 貴施設（社）では、社員に対してボランティア活動（社会貢献活動）への参加を推進していますか。

質問4		件数
1	積極的に推進している	3
2	推進している	2
3	ある程度推進している	5
4	あまり推進していない	7
5	推進していない	7
6	わからない	0
0	無回答	0
	合計	24

質問5 - (1) 貴施設(社)は今後、福祉事業を新たに展開していこうと思われませんか。(既に展開されている場合は、別の地区など、新たな場所へ展開されようと思われませんか。)

質問5 - (1)		件数
1	積極的に展開していこうと思っている	1
2	展開していこうと思っている	6
3	ある程度展開していこうと思っている	5
4	あまり展開しようと思っていない	5
5	展開しようと思っていない	7
6	わからない	0
0	無回答	0
	合計	24

質問5 - (1) で1～4を回答された方

質問5 - (2) 貴施設(社)は、福祉事業を展開される場合、事業展開を予定している地域に対して事前に説明会を実施するなど、地元の住民との信頼関係を構築していこうと思われませんか。

質問5 - (2)		件数
1	積極的に構築したい	3
2	構築していきたい	4
3	ある程度構築していきたい	8
4	あまり構築したいと思っていない	2
5	構築しようと思わない	0
6	わからない	0
0	無回答	0
	合計	17

質問6 貴施設(社)では、事業所内に託児所を設けるなど、子育てをしている家庭の方を雇用するための環境整備をおこなっていますか。

質問6		件数
1	積極的に行っている	3
2	行っている	3
3	ある程度行っている	4
4	あまり行っていない	3
5	行っていない	11
6	わからない	0
0	無回答	0
	合計	24

質問7-(1) 貴施設(社)は、事業所のある地域の抱えている課題や住民ニーズを知っていますか。

質問7-(1)	件数
1 良く知っている	0
2 知っている	5
3 ある程度知っている	11
4 あまり知らない	3
5 知らない	5
6 わからない	0
0 無回答	0
合計	24

質問7-(1)で1~4を回答された方

質問7-(2) 課題解決に向けて、貴施設(社)はその課題に取り組んだり、行政に対して要望を出したりしていますか。

質問7-(2)	件数
1 積極的に要望している	1
2 要望している	3
3 ある程度要望している	9
4 あまり要望はしていない	2
5 要望はしていない	4
6 わからない	0
0 無回答	0
合計	19

質問8 貴施設(社)が、自らの提供するサービス内容では対応できない場合でも、サービスを求める人を適切なサービスへと案内・誘導できるよう、行政や他分野の事業者と情報交換、共有など、連携を深めていますか。

質問8	件数
1 積極的に連携を深めている	5
2 連携を深めている	4
3 ある程度連携を深めている	11
4 あまり連携を深めてはいない	4
5 連携を深めていない	0
6 わからない	0
0 無回答	0
合計	24

質問9 貴施設（社）では、認知症のお年寄り、知的障がい者・精神障がい者など、自分の判断に不安を感じている方が安心して地域で生活を送ることができるように、福祉サービス利用援助事業などの援助を活用していますか。

質問9		件数
1	積極的に活用している	2
2	活用している	3
3	ある程度活用している	8
4	あまり活用していない	3
5	活用していない	7
6	わからない	1
0	無回答	0
	合計	24

質問10-（1） 貴施設（社）では、手すり、スロープ、多目的トイレ、障がい者用駐車場などを設置する取組みを行っていますか。

質問10-（1）		件数
1	積極的に行っている	5
2	行っている	4
3	ある程度行っている	8
4	あまり行っていない	0
5	行っていない	7
6	わからない	0
0	無回答	0
	合計	24

質問10-（1）で1～4を回答された方

質問10-（2） 貴施設（社）では、障がいのある方専用の駐車場や多目的トイレなどに各種障がい者マークなどを設置することで、住民に対してバリアフリーの重要性を周知・啓発していますか。

質問10-（2）		件数
1	積極的に周知・啓発している	3
2	周知・啓発している	0
3	ある程度周知・啓発している	7
4	あまり周知・啓発していない	4
5	周知・啓発していない	3
6	わからない	0
0	無回答	0
	合計	17

質問 11 貴施設（社）では、お年寄り・障がいのある方の雇用の促進を行っていますか。

質問11		件数
1	積極的に行っている	3
2	行っている	2
3	ある程度行っている	7
4	あまり行っていない	3
5	行っていない	7
6	わからない	2
0	無回答	0
	合計	24

質問 12 貴施設（社）では、お年寄りや障がいのある方が地域で長く生活していくための環境整備を行っていますか。

質問12		件数
1	積極的に行っている	2
2	行っている	3
3	ある程度行っている	7
4	あまり行っていない	2
5	行っていない	8
6	わからない	2
0	無回答	0
	合計	24

質問 13 貴施設（社）では、障がいをもった場合の類似体験や介助などの体験学習などを通じて、子ども達に福祉の考え方を学んでもらうことを目的に、町内の小・中学校において福祉体験学習事業を行うなど、福祉教育に取り組んでいますか。

質問13		件数
1	積極的に取り組んでいる	0
2	取り組んでいる	1
3	ある程度取り組んでいる	8
4	あまり取り組んでいない	6
5	取り組んでいない	8
6	わからない	1
0	無回答	0
	合計	24

質問 14 貴施設（社）では、住民へのあいさつや声かけなど、小さなことから地域住民との信頼関係を築いていますか。

質問14		件数
1	積極的に築いている	4
2	築いている	6
3	ある程度築いている	10
4	あまり築いていない	3
5	築いていない	1
6	わからない	0
0	無回答	0
	合計	24

質問 15～17 については、福祉サービスを提供する事業者の方、質問 18 については、保健・医療事業者及び介護事業者の方がお答えください。

質問 15 サービス従事者の資質向上のための研修などを積極的に行っていますか。

質問15		件数
1	積極的に行っている	7
2	行っている	2
3	ある程度行っている	6
4	あまり行っていない	3
5	行っていない	0
6	わからない	0
0	無回答	6
	合計	24

質問 16-（1） 貴施設（社）では、パンフレットやホームページの活用のみならず、門川町や門川町社会福祉協議会などの関係機関とも連携を図りながらサービス内容を分かりやすく周知していますか。

質問16-（1）		件数
1	よく周知している	3
2	周知している	5
3	ある程度周知している	7
4	あまり周知していない	3
5	周知していない	0
6	わからない	0
0	無回答	6
	合計	24

質問16-(1)で1～4を回答された方

質問16-(2) ①行政などとの連携方法、②貴社で実施されているサービス内容の周知方法について、具体的に記載をお願いします。(主な意見)

質問16-(2)-①	行政等との連携方法
	ケアマネージャーを通じて
	社会福祉協議会の説明の時は参加している
	門川町介護支援専門員連絡会への参加
	生活相談員等が福祉課の職員等と随時相談
	運営協議会において連携を図っている
	自立支援協議会等の部会を通して連携してる
	密に連絡をとったり話をする
	福祉会から町担当課へはたらきかけ、相談、協議する機会をいただいて連携を図っている
	児童クラブ連絡協議会に参加している(町受託事業として実施)
	積極的に会議等へ参加できるよう早めに日程を調整する
	行政の行う協議会や説明会への参加(自立支援協議会など)

質問16-(2)-②	サービス内容の周知方法
	ケアマネージャーとサービスの内容の話し合い
	社協だより
	会社独自の勉強会への参加希望を取る(FAX等)
	自立支援協議会
	SNSの活用
	ホームページ、パンフレット
	町広報やホームページ等での情報掲載
	行政、施設職員とも来訪者、電話受付で口頭で説明している
	ホームページ、パンフレットや園のおたより等を配布している
	営業に回ったり、書類での掲示
	夕刊等の掲載
	乳児検診での情報
	インスタグラム
	訪問事業時、役場窓口での情報提供

質問 17- (1) 貴施設(社)において、福祉サービスを実施するにあたり、サービスを受け付ける窓口でも利用者が気軽に相談することのできる雰囲気づくりや、わかりやすい説明を心がけていますか。

質問17- (1)	件数
1 よく心掛けている	4
2 心掛けている	1
3 ある程度心掛けている	10
4 あまり心掛けていない	0
5 心掛けていない	3
6 わからない	0
0 無回答	6
合計	24

質問 17- (1) で1～4を回答された方

質問 17- (2) 貴社での具体的な取組みについて、記載をお願いします。(主な意見)

質問17- (2)	具体的な取組み内容について
	家族やご本人の意志の確認。毎月職員研修の実施。利用者様の役割を持っていただき、一体となって作業を行い人間関係を築いていく。
	保護者会の設置。
	接遇研修への参加(不定期)。
	施設見学受け入れを随時行い、園紹介等行っている。
	OJT、OFFJTを併用した研修。
	制度が変更された場合は、全職員対象に説明会を実施している。また受付(事務所)職員対象に年数回の部署研修時にお客様対応について研修を実施している。
	外部での接遇、マナー研修に積極的に参加している。法人全体での勉強会でも講師を招いて接遇対応の向上に努める。
	入社した職員に対しては指導的な職員が付き、業務内容や地域への活動等についてサポートする体制をとっている。
	全職員を対象に研修や勉強会を開催し、サービス内容について、再確認等を行うことで意識づけを行い、質の向上を図るように努めている。
	福祉会全体での研修会が数回行われている。
	町受託事業なので相談については役場となります。
	会社独自の勉強会(担当振り分け)を行っている。年3回程度。
	職員研修にて、接遇についてのマニュアルに従って演習を行い、サービス提供時はもとより、サービスを受け付ける際にも、職員全員が分かりやすく丁寧な対応を行うようにしている。

質問 18-（1） 訪問看護、訪問介護などのサービス提供にあたり、民生委員・児童委員や門川町役場や社会福祉協議会の職員との連携を深めることで、それぞれの専門以外の分野に関する住民ニーズを引き出していますか。

質問18-（1）		件数
1	よく引き出している	1
2	引き出している	2
3	ある程度引き出している	2
4	あまり引き出していない	2
5	引き出していない	4
6	わからない	13
0	無回答	0
	合計	24

質問 18-（1）で1～4を回答された方

質問 18-（2） 貴施設（社）での取組みについて、①民生委員・児童委員や福祉事務所の職員との連携方法、②専門以外の分野に関する住民ニーズを引き出す具体的な方法の記載をお願いします。（主な意見）

質問18-（2）-①	民生委員・児童委員や福祉事務所の職員との連携方法について
	ケアマネージャーを通じての情報交換を行い、その人にあったサービスができるように努めている。
	年に1回民生委員と地区の代表者に声掛け。今抱える問題を伝えている。
	社協主催の民生委員との交流会への参加。困難事例は包括、役場へ相談。
	日常的に連携する体制が以前からある。
	包括支援センター主導で民生委員の会合に参加させていただく機会があり、その際に居宅介護支援について説明している。
	地域の民生委員、児童委員からの相談が、社協や福祉課を通してあがることもある。自立支援協議会、施設連絡会など情報の共有や住民ニーズ内容、課題について事例検討なども行われている。

質問18-（2）-②	専門以外の分野に関する住民ニーズを引き出す具体的な方法について
	オレンジカフェに参加（時々）。勉強会をする。会話にて情報を伝える。
	利用者の担当民生委員の情報共有。百歳体操への参加。
	公民館活動等の支援を行う。
	民生委員の会合において意見交換を行う。サービス担当者会議内で町内にない地域資源について話し合うなどの方法による。
	地域の学校での福祉教育の一環として講話した際に、教職員の方々と意見交換を行うことができた。

質問 19-（1） 貴施設（社）の地域福祉活動への参加に対する考え方や方針などがありましたら、お聞かせください。（主な意見）

質問19-（1）	地域福祉活動への参加に対する考え方や方針等
	<p>私どもの施設のみならず、小規模で民間の施設は、人員確保や施設運営だけで精一杯だと思います。雇用の問題ぐらいしか着手できません。</p>
	<p>問18に記入しているように、オレンジカフェに参加（時々）して、勉強会や質問会をしている。また、社協へ行き、勉強会などに参加、今問題になっている事を題材に発表している。徘徊模擬訓練（九州管内）の現状を聞きに他県に参加したり、当地区でも12月頃にあったそうだが、情報が少なく遅く、参加できなかった。</p>
	<p>今まで積極的な参加はないですが、事業所の対応可能内で参加できたらいいと思いました。</p>
	<p>特養大地は、長期入所と短期入所事業の入所型サービスを基本としています。質の良い介護サービスを提供していくことが、地域住民の皆様の安心とレスパイトケアにつながるのではと思っています。また、町、地域で行う活動、取組、例えば「俳諧模擬訓練」、「RUN 伴」、「介護（予防）、福祉関係の研修会、大会」などへの職員の派遣は行ってきました。ほか「みやざき安心セーフティーネット事業」に登録しています。高齢者介護だけでなく、福祉全般的な活動にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>
	<p>事業所の業務があるため、主体的に発信したり、取組みを立ち上げたりということは困難であるが、行政や包括支援センターから協力を求められることがあれば極力参画していく方針です。</p>
	<p>施設の種別（身体・知的・精神）だけでなく、施設の機能も様々であるため、地域への福祉活動内容も変わってくると思います。できれば、それぞれの施設に求める地域福祉活動の内容をもっと具体的に示してほしい。</p>
	<p>アンケート等でニーズを把握し、県内の他施設の情報を収集したものを参考にしながら町とも協議しつつ、今後の事業の展開や子育て支援について検討し、取り組んでいきたい。</p>
	<p>現事業は町の受託事業で、児童クラブを実施しているが児童の安全確保優先的にするため、現在は施設外の活動はあまり積極的に行っていません。また、児童の安全面の確保のため、登録者及び関係者以外の自由な出入りも基本的には行っていません。</p>
	<p>土曜日、子ども食堂（誰でも来れる食事の場所）をしたいと思っています。利用者様にも、地域の子ども達にも楽しんでもらえる場所にしたいです。協力をお願いするならどこでしょうか？</p>
	<p>社会福祉法人が、地域共生社会づくりの担い手の、中心となることが期待されていると思っています。さまざまな立場の地域の住民や、色々な事情を抱えている人たち、また多様な主体の参画も叫ばれています。私達はそれらをつなぐ役割を、果たしていかななくてはならないと考えています。地域社会に求められるセーフティーネット機能を担うことのできる社会福祉法人でありたいと思っています。社協や地域の、様々な資源とのネットワークを活かして活動ができればと思っています。まだまだ支える力は十分とは言えませんが、私達にできる小さな取組みからコツコツとやり続けてまいります。</p>

質問 19- (2) 行政や社会福祉協議会への期待や要望などがございましたら、お聞かせください。(主な意見)

質問19- (2)	行政への期待や要望等
	福祉関係、特に介護の雇用促進になる取組みをお願いします。また民間の施設では処遇改善金の使われ方が明確になってないと思われま。職員に使われず会社の運営に一部使われる施設があると聞きます。
	行政とのつながりは大切であるので、障がい者・児などについてももう少し考えてほしい。救援時の対応(親だけでは困難)。障がい者40~50歳台の方々も仕事をしたいと希望あるが、なかなか仕事がなく職安でも冷たい。
	他市町村では障がい者に対してタクシー券の配布や町内でのノンステップバス(コミュニティバス)があるが、門川町内でもやってほしいと声を聞きます。車椅子、シニアカーでも乗降できることが必要みたいです。買い物等外出に行きやすくなると思います。
	門川町は行政との連携がとりやすく、相談しやすいところです。気になるのは西門川の小中学校が閉校になって施設もなく、今後過疎化していくことです。
	災害被害者、生活困窮者、DV、虐待関連などその対応については社会的な課題となっています。特養大地では、法、制度等の限界もありますが、行政等とは可能な限り協力していきたいと思ひます。
	上記に関連して、介護保険事業ではフォローできない生活支援(受診送迎や大掛かりな清掃、電球支援などの小さな家事等)については、事業所が実際の支援の部分とできる範囲で担い、とりまとめを行政などで行うことは難しいでしょうか。そういった事業であれば当事業所も業務に支障ない範囲で協力させていただきたいです。
	福祉計画に特定施設入居者生活介護を策定してもらいたい。
	福祉計画の進捗状況が分かりづらいです。どこまでできてどこができていないのか、なぜ進まないのか…。またそれを検討しているのか、など。計画後、検討する場があっても良いのではと思ひます。
	研修の機会を増やす。現場の声を発信する機会を増やす。事業所と行政がもっと密に連携することが大事ではないかと、常日頃より考えている。
	子育て世代が安心して生活できる環境や制度の整備。連携の強化。
	今後も継続できるよう支援をお願いします。
	人材確保できるような、補助があるとうれしいです。
	地域で困っていることや住民の皆様が求めているニーズなど行政に届いた声をお聞かせください。連携・協働をすぐにでも行っていく覚悟はあります。法人内で障がい者の就労支援やグループホーム事業運営をしております。悠ライフの建物を使用したい団体には無料で開放もしておりますので、何かの折は使用可能。活用してください。

2 門川町地域福祉総合計画の評価方法の検討と実施

(1) 事業評価判定の考え方

① 基本的な考え方

平成27年度から令和1年度までの門川町地域福祉総合計画において、今回各事業の進捗状況等を把握するため、中間評価として担当課による内部評価を実施いたしました。

評価内容として「進捗度」「達成度」「利用度」の状況をA～Eの判定を行い、評価基準に基づき各事業の総合判定を行いました。

総合判定の状況を分析・評価し、その結果を、今後の利用者の拡大策の推進に向けた検討や事業の方向性の再検討等に活用します。

② 評価の方法

【内部評価】

施策毎に関係のある部署を担当とし、選定された関係部署が評価基準による指標において達成度や施策を構成する事務事業の実施状況等を基に施策の分析を行いました。

特に、「利用度」の理解が難しいため、「利用度、利用状況把握度」の視点で評価としました。その根拠は下記のとおりです。

- 利用者に関する情報や、利用状況に関する情報等を定量的に把握、分析できること。
- 庁内で事業内容の利用状況が確認されることで、PDCAに基づいた事業推進がなされていると評価でき、事業の成果評価基準の確保のためには、「進捗度」「達成度」に加え「利用状況把握度」を把握する必要があること。

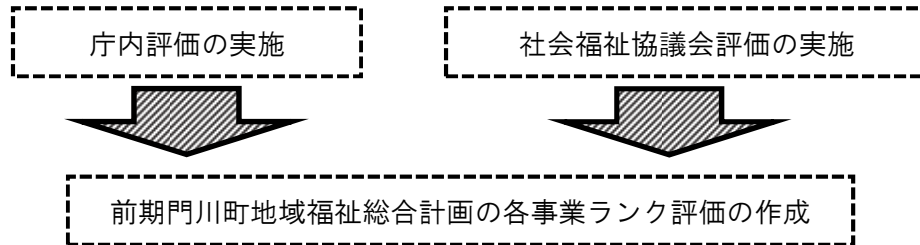
【総合評価】

「内部評価」から導き出された「進捗度」「達成度」「利用状況把握度」を相対的に判定し、評価基準に基づき総合的に分析・評価をします。

③ 評価の枠組み

【内部評価】

前期門川町地域福祉総合計画の事業進捗状況を点検・評価するため、個別事業評価を実施しました。



【内部評価（進行管理調査項目について）】

内部評価実施に際し、進行管理チェック項目は以下のとおりです。

- ①「推進度」
- ②「達成度」
- ③「利用状況把握度」

【内部評価（分析の類型（施策の推進度）について）】

内部評価の施策推進度についての類型は、「A～E判定」とします。内容は以下のとおりです。

- A：十分に推進されている
- B：概ね推進されている
- C：あまり推進されていない
- D：推進していない
- E：事業完了もしくは中止もしくは廃止
(事業中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須※)

【内部評価（分析の類型（施策の達成度）について）】

内部評価の施策達成度についての類型は、「A～E判定」とします。内容は以下のとおりです。

- A：十分に達成されている
- B：概ね達成されている
- C：あまり達成されていない
- D：推進もしくは実施されているが、現在達成されていない
- E：完了・事業中止もしくは廃止（中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須※）

【内部評価（分析の種類（施策の利用状況把握度）について）】

内部評価の施策利用度についての類型は、「A～E判定」とします。内容は以下のとおりです。

- A：十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている
- B：概ね利用状況の把握ができているが、その内容は整理されていない
- C：あまり利用状況の把握はなされていない
- D：利用状況の確認ができない、もしくは利用はされているが把握していない
- E：完了・事業中止もしくは廃止（中止もしくは廃止の場合は、その理由を記載。必須※）

④ 事業推進過程評価の判定方法について（内部評価の総合評価）

内部評価における事業推進過程評価の類型については以下の通り、「A～E判定」とし、判定方法は次のとおりです。

- A：・「推進度」「達成度」「利用状況把握度」の全てにおいてA判定である。
 - ・事業が完了している。
 - ◆100%の推進度・達成度・利用状況把握度があり、今後もさらに施策推進の維持を図ることができる。
- B：・「推進度」「達成度」「利用状況把握度」のうち、2つ以上がA判定である。
 - ・「推進度」「達成度」「利用状況把握度」のうち、1つがA判定であり、かつ残り2つはB判定である。
 - ・全てにおいてB判定である。
 - ◆概ね70～90%の推進度・達成度・利用状況把握度があり、計画期間中に100%を目指す。
- C：・「推進度」「達成度」「利用状況把握度」のうち、2つ以上がB判定以上である。
 - ・「推進度」「達成度」「利用状況把握度」のうち、1つがA判定もしくはB判定であり、かつ残り2つはC判定である。
 - ・全てにおいてC判定である。
 - ◆概ね20～50%の推進度・達成度・利用状況把握度でしかないが、計画期間にBの目標を目指す。
- D：・「推進度」「達成度」「利用状況把握度」のうち、2つ以上がC判定以上である。
 - ◆推進していない、或いは推進度・達成度はC以下である。また、利用されているが利用状況把握がされていない。
- E：・事業中止もしくは事業廃止されている

(2) 門川町地域福祉計画

① 事業別総合評価

【基本目標1】 支え合う地域づくり

【基本目標1】 支え合う地域づくり				
行政の主な取組	担当係	総合評価	事業実績	評価理由
生涯学習の推進	社会教育課 社会教育係	B	H14～図書館の運営と生涯学習講座の実施 (遊学塾・ねんりん教室・かどっこキャンパス・パソコン 講座・英会話講座等)	生涯学習の要である図書館のサービスを町民に提供していること、各種の生涯学習講座を開講し、町民へ生涯学習の機会を提供していること
第2次男女共同参画基本計画の推進	総務課 総務係	C	広報啓発等 (男女共同参画週間) (女性消防団員の募集)	男女共同参画基本計画に基づいて、町広報や門川町ホームページでの広報、ポスターの掲示等、意識改革につなげる広報・啓発活動を実施した
門川町保健福祉大会の開催 (門川町主催)	福祉課 地域福祉係	A	3年に1回、町主催で開催している	地域住民や保健・医療・福祉団体関係者等が一堂に会し、人にやさしい福祉のまちづくりの推進を図る契機として開催している
自治会加入促進	社会教育課 社会教育係	C	各自治会において加入促進を行うとともに、町民課の窓口において自治会加入の案内チラシの配布を行っている	各自治会では対象者全員に加入勧誘ができていないことや、案内チラシについても周知であり加入に対する強制力はない
地区会長・自治公民館長連合会への運営補助金交付	社会教育課 社会教育係	B	令和元年度も従来どおり年額119,000円の運営補助金を交付している	補助金の交付により、連合会の運営がある程度スムーズに行われている
民生委員・児童委員、主任児童委員の設置	福祉課 地域福祉係	B	事務局は社会福祉協議会。今年度一斉改選の年で23名が改選された	協議会の事務局である社会福祉協議会と連携し選任を行った。主任児童委員が1名欠員の状況である
地域包括ケアシステムの構築	福祉課 介護福祉係	B	地域包括支援センター（門川町社会福祉協議会内）をはじめ、関係機関と連携し体制の構築を図っている。	ベースとしての顔の見える関係づくりはできている。今後、方向性の共有等、連携強化を図る。
福祉団体等への運営補助金交付	福祉課 地域福祉係	B	社協、民児協、シルバー人材センター、高齢者クラブ連合会、障害者連絡協議会、赤十字奉仕団、手話サークル、遺族会、保護司会、人権擁護委員会、母子寡婦福祉協議会、要保護児童対策協議会等へ運営補助金を交付している	補助金を交付することにより、各団体の運営支援が概ねできていると考えている

【基本目標2】安心・安全な地域づくり -1

【基本目標2】 安心・安全な地域づくり				
行政の主な取組	担当係	総合評価	事業実績	評価理由
福祉避難所の設置	福祉課 地域福祉係	C	町内に2ヶ所設置している	設置はしているが、福祉避難所としての利用実績はこれまでにない
災害時要援護者支援システムの構築	福祉課 地域福祉係	C	支援システムの導入及び対象となるデータの抽出は定期的に更新している	実際にシステムの運用（活用）に至る事例はなく、実際の災害時どの程度活用できるのかが不透明な状況である
要保護児童対策地域協議会の連携強化	福祉課 子育て支援係	B	代表者会、実務者会議、個別ケース検討会議の開催	虐待事案に対し、関係機関と迅速な情報共有が密にできている
虐待防止取組の強化	福祉課 子育て支援係	B	虐待防止月間（11月）に広報誌等で啓発を実施	虐待防止月間時にポスターの掲示、町広報紙での啓発活動を行っている。また、啓発グッズの配布等については随時行っている
いきいき百歳体操の拡充	福祉課 介護福祉係	A	ほぼ全地区で、地域住民主体で実施中である	門川町包括支援センターが継続支援により訪問を行っている
第7期介護保険事業計画の推進	福祉課 介護福祉係	B	認知症初期集中支援・認知症地域支援推進員を設置している介護予防メニューについても充実を図る取組を行っている	平成30年～32年度の第7期門川町介護保険事業計画及び門川町高齢者保健福祉計画に基づき施策を展開中であり、平成33年度以降の計画についても策定の準備段階に入っている
障がい者相談支援事業の実施	福祉課 地域福祉係	B	2事業所に委託（おとじま・しらはま）	相談支援事業について、概ね実施できていると考えられるため
コミュニケーション支援事業の実施	福祉課 地域福祉係	B	社会福祉協議会へ委託	利用者は少ないものの、事業は実施している
地域活動支援センター事業の実施	福祉課 地域福祉係	B	社会福祉協議会へ委託	実施できているが、今後、事業内容の見直しや新規利用者の確保が課題となる
第5期障害福祉計画の推進	福祉課 地域福祉係	B	来年度に地域生活支援拠点の相談部門として、基幹相談支援センターを広域設置	来年度末までに、設定した成果目標の整備に努めている
放課後児童対策事業の実施	福祉課 子育て支援係	A	町内5か所（4校区）で実施	小学校1年～3年を対象とし、放課後に保護者が児童を見ることができない家庭への支援を行っている
西門川児童館の実施	福祉課 子育て支援係	E	H29年4月より休止中	利用者がいないため休止中
子ども・子育て支援事業計画の推進	福祉課 子育て支援係	B	子ども子育て支援事業計画（前期）の策定及び推進	平成27年～31年度のかどがわ子ども・子育て支援プランを策定し、各事業の推進を図った。また、令和元年度に令和2年度以降のかどがわ子ども・子育て支援プランを策定予定
子育て人づくりセンターの周知と活用	福祉課 子育て支援係	B	ひだまり通信の配布、広報紙による子育て講座等の案内	子育て中の保護者向けの講座や、子どもたち向けの活動を行っている
第2期次世代育成支援行動計画の推進	福祉課 子育て支援係	B	第2期次世代育成支援行動計画の策定及び推進	平成27年～31年度のかどがわ子ども・子育て支援プランを策定し、各事業の推進を図った。また、令和元年度に令和2年度以降のかどがわ子ども・子育て支援プランを策定予定
配食サービス事業の実施	福祉課 介護福祉係	B	普通食の配食を実施していたが、令和2年1月からは治療食の配食サービスも開始している	事業内容の拡充を図っており、事業の実施は図られていると判断
各種職員研修への参加	総務課 職員係	A	34項目 354名受講（延人数）※H30実績	職員のスキルアップを目指し、各種研修会への派遣及び外部講師を招いての内部研修を行っている

【基本目標2】安心・安全な地域づくり -2

行政の主な取組	担当係	総合評価	事業実績	評価理由
介護予防に関する情報の提供	福祉課 介護福祉係	A	65歳（第1号被保険者）になられた方に、介護保険制度についての説明会を毎月開催している。その際に、健康づくり係（保健師）より『これからの健康のために』という内容で啓発活動を行っている	説明会の開催や、保健師と連携した啓発活動の実施による
介護予防に関する研修の開催	福祉課 介護福祉係	A	介護予防サポーター養成講座や介護予防交流会等の研修会を実施している	研修等については、適時適切に実施していると考えている
介護予防に関するニーズ調査の実施	福祉課 介護福祉係	B	3年前にニーズ調査を行い、状況の把握に努めている	ニーズ調査については、必要な時期に実施をしていると考えている
他地区サロンとの交流活動支援 【再掲】	福祉課 介護福祉係	A	門川町地域包括支援センターへの委託事業として実施している	地域包括支援センターの受託事業として、他の事業とあわせ総合的に実施・展開している
地区サロン活動のフォローアップ	福祉課 介護福祉係	A	門川町地域包括支援センターへの委託事業として実施している	地域包括支援センターの受託事業として、他の事業とあわせ総合的に実施・展開している
サロンサポーター養成と活動支援	福祉課 介護福祉係	A	門川町地域包括支援センターへの委託事業として実施している	地域包括支援センターの受託事業として、他の事業とあわせ総合的に実施・展開している
認知症サポーターの養成	福祉課 介護福祉係	A	門川町地域包括支援センターへの委託事業として実施している	地域包括支援センターの受託事業として、他の事業とあわせ総合的に実施・展開している
健康体操の普及 (いきいき百歳体操等)	福祉課 介護福祉係	A	門川町地域包括支援センターへの委託事業として実施している	地域包括支援センターの受託事業として、他の事業とあわせ総合的に実施・展開している
ニュースポーツの普及推進	社会教育課 社会教育係 福祉課 介護福祉係	C	健康教室の実施やニュースポーツ用品の貸し出し等の実施（社会教育） 門川町地域包括支援センターへの委託事業として実施している（福祉）	健康教室（年9回）の実施や、ニュースポーツ用品の貸し出しなどを通じ普及推進に努める中で、徐々に広がりを見せている（社会教育） 包括支援センターの受託事業として、他の事業とあわせ総合的に実施・展開している（福祉）
いきいきサロン交流会の開催 【再掲】	福祉課 介護福祉係	A	門川町地域包括支援センターへの委託事業として実施している	地域包括支援センターの受託事業として、他の事業とあわせ総合的に実施・展開している
高齢者へのパワーリハビリ室の開放	福祉課 介護福祉係	A	門川町地域包括支援センターへの委託事業として実施している	地域包括支援センターの受託事業として、他の事業とあわせ総合的に実施・展開している
介護予防教室の開催	福祉課 介護福祉係	A	門川町地域包括支援センターへの委託事業として実施している	地域包括支援センターの受託事業として、他の事業とあわせ総合的に実施・展開している
口腔ケア体操の普及促進	福祉課 介護福祉係	B	門川町地域包括支援センターへの委託事業として実施している	地域包括支援センターの受託事業として、他の事業とあわせ総合的に実施・展開している
第6期高齢者保健福祉計画の推進	福祉課 介護福祉係	B	認知症初期集中支援・認知症地域支援推進員を設置している介護予防メニューについても充実を図る取り組みを行っている	平成30年～32年度の第7期門川町介護保険事業計画及び門川町高齢者保健福祉計画に基づき施策を展開中であり、平成33年度以降の計画についても策定の準備段階に入っている
『障がいの理解』に関する研修会の開催	福祉課 地域福祉係	B	年に1回～2回開催	社会福祉協議会に委託している相談支援事業の中で開催している
防犯等の整備促進	総務課 総務係	A	設置補助19地区 電気料補助24地区 ※H30実績	防犯灯設置の補助だけではなく、周辺自治体ではあまり行われていない電気料の補助も行い、積極的に整備促進を行っている
思いやり駐車場制度の普及・啓発	福祉課 地域福祉係	A	対象者に対し、利用者証を交付している	障がい手帳交付時に制度の説明を行っている
常設総合相談事業の実施	福祉課 地域福祉係	C	なし	実施していない

【基本目標2】安心・安全な地域づくり - 3

行政の主な取組	担当係	総合評価	事業実績	評価理由
地域包括支援センターの相談事業の実施	福祉課 介護福祉係	A	門川町地域包括支援センターへの委託事業で 独居高齢者・高齢者夫婦等の世帯に対し、実 施している	包括支援センターでの相談事業は、内容等も 多岐にわたっており、総合的な相談業務として 必要なものとなっている
無料弁護士相談の実施	福祉課 地域福祉係	B	内容に関わらず、総合的に相談事業を町の委 託事業として実施している	必要があれば、関係機関を紹介している
自殺防止青ポロシャツの認知・ 拡充	町民課 健康づくり係	E	青ポロシャツの配布（貸与）が終了したこと に伴うもの	これまでの取組で認知されたことと、青ポロ シャツの在庫がなくなったことから、取組を終 了したもの

【基本目標3】 相談しやすい地域・環境づくり

【基本目標3】 相談しやすい地域・環境づくり				
行政の主な取組	担当係	総合評価	事業実績	評価理由
ケーブルテレビの情報チャンネルの活用	まちづくり推進課 地方創生推進係	B	イベントやお知らせ等の時に記者クラブ等を通じて案内し取材してもらっている	様々なイベント等を放送していただき、多くの方々に情報発信ができています
虐待や消費者被害に関する研修会の開催 【共催】	まちづくり推進課 商工観光係 福祉課 子育て支援係	B	年1回研修会を開催	民生委員や保育士など、児童に関わる業務をしている方向けに研修会を開催している
虐待や消費者被害に関する情報の提供	まちづくり推進課 商工観光係 福祉課 子育て支援係	B	啓発チラシ等の班回覧及び窓口等への設置 イベント等にて啓発グッズやパンフレットの配布 個別ケース会議を随時開催	多くの住民が目にする班回覧を活用して、情報提供を行うとともに、配布物をカウンター等に設置することで、地区に加入していない住民も情報を得ることができるよう配慮している イベント会場においては啓発ブースを設け、パネルの展示とあわせグッズの配布等を行い、幅広い世代への情報提供と啓発を行っている 個別のケース検討会により、随時情報共有を行い連携している。また、関係機関の間では随時情報提供を行うようになっている
虐待や消費者被害に関する情報の提供【再掲】	まちづくり推進課 商工観光係 福祉課 子育て支援係	B	啓発チラシ等の班回覧及び窓口等への設置 イベント等にて啓発グッズやパンフレットの配布 個別ケース会議を随時開催	多くの住民が目にする班回覧を活用して、情報提供を行うとともに、配布物をカウンター等に設置することで、地区に加入していない住民も情報を得ることができるよう配慮している イベント会場においては啓発ブースを設け、パネルの展示とあわせグッズの配布等を行い、幅広い世代への情報提供と啓発を行っている 個別のケース検討会により、随時情報共有を行い連携している。また、関係機関の間では随時情報提供を行うようになっている
虐待ネットワークとの連携	福祉課 子育て支援係	B	個別ケース会議を随時開催	個別のケース検討会により、随時情報共有を行い連携している。また、関係機関の間では随時情報提供を行うようになっている
成年後見制度の促進	福祉課 地域福祉係 介護福祉係	B	社会福祉協議会に後見業務を委託	成年後見センター、法人後見業務委託 中核機関設置に向け広域関係市町村で協議中
虐待や消費者被害に関する研修会の開催 【共催再掲】	まちづくり推進課 商工観光係 福祉課 子育て支援係	B	年1回研修会を開催	民生委員や保育士など、児童に関わる業務をしている方向けに研修会を開催している
常設総合相談事業の実施	福祉課 地域福祉係	B	常設総合相談事業としては実施していないが、福祉課の窓口において 相談対応を実施	宮崎県北部福祉こどもセンターと連携している
地域包括支援センターの相談事業の実施	福祉課 介護福祉係	A	門川町地域包括支援センターへの委託事業で 独居高齢者・高齢者夫婦等の世帯に対し実施している	包括支援センターでの相談事業は、内容等も多岐にわたっており、総合的な相談業務として必要なものとなっている
無料弁護士相談の実施	福祉課 地域福祉係	B	内容に関わらず、総合的に相談事業を町の委託事業として実施している	必要があれば、関係機関を紹介している
庁内の横断的な体制の構築	福祉課 地域福祉係	B	特別な体制の構築はしていない	必要があれば、情報の共有をするなど連携を図っている

② 事業評価一覧

下記は、基本目標1～3に基づいた取組みの評価一覧です。

基本目標	行政の主な取組	事業数	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
【基本目標1】 支え合う 地域づくり	①福祉教育・生涯学習による支え合う心の育成	3	1	1	1	0	0
	②小地域での住民同士の支え合い活動の推進	4	0	2	1	0	0
	③住民主体のボランティア活動の推進	1	0	0	0	0	0
	④地域課題を解決するための福祉ネットワーク活動の推進	2	0	2	0	0	0
【基本目標2】 安心・安全な 地域づくり	①災害時要援護者の支援体制構築	2	0	0	2	0	0
	②地域の見守り体制の強化	2	0	2	0	0	0
	③高齢者・障がい者・子育て世帯の地域活動支援	28	13	13	1	0	1
	④バリアフリーの推進・地域安全点検の推進	2	2	0	0	0	0
	⑤社会的孤立者対策の推進	4	1	1	1	0	1
【基本目標3】 相談しやすい 地域・環境づくり	①住民が求める情報の発信	2	0	1	0	0	0
	②住民の権利擁護の推進	6	0	6	0	0	0
	③生活困窮者の自立支援への取組	4	1	3	0	0	0

取組み事業数は全部で58事業あります。

まず、【基本目標1】支えあう地域づくりは、8事業ありますが、A評価は1事業です。D評価・E評価の事業はありませんでしたが、地域のつながりをより推進していく取組みが必要です。

次に、【基本目標2】安心・安全な地域づくりは、38事業あり、そのうちA評価は13事業となっています。E評価は2事業あり、孤立する住民がいないよう対策を講じることと、住民の地域活動の支援の充実が必要です。

【基本目標3】相談しやすい地域・環境づくりは、12事業あり、A評価は1事業、B評価が10事業となっています。適切な情報を必要とする人に的確に提供できるよう、時代にあった方法や対策を講じる必要があります。

(3) 門川町社会福祉協議会地域福祉活動計画

① 事業別総合評価

【基本目標1】 支え合う地域づくり -1

事業名	推進項目	内容	評価
支え合う心の育成	福祉教育の推進	社会福祉普及推進校の指定	A
		社会福祉普及推進校連絡会の開催	C
		福祉教育に関するニーズ調査とメニューの開発	C
		福祉教育に関する情報の提供	B
		福祉教育に関する活動費の助成	A
	住民の福祉意識を高める活動	社協だよりの発行(月1回)	A
		門川町福祉推進大会の開催	A
		門川町保健福祉大会の開催(門川町主催)	A
福祉ふれあい祭りの開催		A	
小地域での支え合い活動支援	地区福祉推進活動の支援	地区福祉推進委員の設置	A
		地区福祉推進委員長会の開催	A
		地区福祉推進委員座談会の開催	A
		新任地区福祉推進委員研修の開催	A
		見守り活動マニュアルの作成	A
		サロンマニュアルの作成	C
		サロンサポーター研修の開催	C
		安心カードの見直し	A
		活動費の助成(地区福祉推進委員会活動、地区町・自主活動、年末年始事業)	A
住民主体のボランティア活動の推進	ボランティアセンターの設置と機能強化	ボランティアセンター運営委員会の開催	C
		ボランティアのニーズ分析とメニューの開発	C
		個別ニーズに対するボランティア活動の充実	C
		ボランティア需給・調整関連書類の見直し	C
		ボランティア講師・活動者一覧の作成	B
	ボランティア活動者の養成	学生ボランティアの養成	B
		企業ボランティアの養成	B
		地域ごとのボランティア活動者の養成	B
		シニアボランティアの養成	C
		福祉施設に対するボランティア活動者の養成	C
		趣味を生かしたボランティアの養成	B
	ボランティア活動の活性化	ボランティア連絡協議会の事務局運営	A
		ボランティア関連研修会の開催	A
		ボランティアセンターだよりの発行(社協だよりに)	A
		ボランティア活動の表彰推薦(門川町保健福祉大会など)	A
	ボランティア活動財源の確保	ボランティア関係助成金の調査と活用	B

【基本目標1】 支え合う地域づくり -2

事業名	推進項目	内容	評価
福祉ネットワーク活動の推進	福祉団体・学校・施設等活動支援	福祉団体等事務局の設置	
		・民生委員児童委員協議会	A
		・ボランティア連絡協議会	A
		・高齢者クラブ連合会	A
		・在宅介護者の会「ほのぼの会」	解散
		・宮崎県共同募金会 門川町共同募金委員会	A
		活動の活性化につながる情報の提供	A
		各種研修会の開催	A
	福祉団体・施設のネットワーク形成	福祉団体等活動費の助成	A
		商工団体等との連携	B
		福祉施設連絡会の開催	A
		子ども見守りネットワーク推進会議の開催	A
		災害ボランティア推進協議会の開催	A
		事業所(障がい者・介護保険)連絡会の開催	B
地域福祉コーディネーター連絡会の開催	C		

【基本目標2】 安心・安全な地域づくり -1

事業名	推進項目	内容	評価
災害時支援	災害復旧支援ボランティア活動の充実	災害ボランティア推進協議会の事務局運営と活動の推進	A
		災害ボランティアに関する研修会の開催	B
		災害ボランティアセンター実務訓練の実施	A
見守り体制の強化	子どもの安全を守る活動	子ども見守りネットワーク推進会議の開催【再掲】	A
		登下校時の見守り活動の推進	A
		夜間及び新学期の巡回パトロールの実施	A
		児童・生徒の防犯意識を高める活動(看板設置・地区学習会の開催)	B

【基本目標2】安心・安全な地域づくり -2

事業名	推進項目	内容	評価
高齢者・障がい者・子育て世帯の地域活動支援	介護保険事業の推進	居宅介護支援事業の実施	A
		(介護予防) 通所介護事業の実施	A
		(介護予防) 訪問介護事業の実施	A
		介護予防支援事業の実施(介護予防プラン)	A
	障がい者支援事業の推進	障がい者相談支援事業の実施	A
		基準該当生活介護事業の実施	A
		居宅介護、重度訪問介護等障がい者ホームヘルプ事業の実施	A
		コミュニケーション支援事業の実施	A
		地域活動支援センター事業の実施	A
	子育て支援事業の推進	放課後児童対策事業の実施	A
		西門川児童館の実施	廃
		子育てサークル等への支援事業の実施	A
	日常生活支援事業の推進	配食サービス事業の実施	廃
	サービスの質の向上に関する取り組み	特定事業所加算等の指定	
		・居宅介護支援事業特定事業所加算の指定	A
		・訪問介護事業所の特定事業所加算の指定	B
		・通所介護事業 提供体制加算の指定	A
		介護予防を重視した事業の展開	A
		自立支援に向けたサービスの提供	A
		利用者のニーズ調査の実施(利用者満足度調査の実施)	C
		障がい者ケアマネジメントの実施	A
	既存サービスや新しいサービス開発への検討(インフォーマルサービスなど)	B	
	サービスの質の向上に関する取り組み	住民ニーズに応える新しいサービスの検討と実施	A
		各種様式等の見直し	C
	関係機関との連携	保健・医療・福祉関係機関の連携	A
		地域住民及び福祉団体等との連携	A
		福祉人材育成に関する取り組みの充実(実習受入など)	A
	職員の資質向上と事業実施体制の充実	外部研修への積極的な参加と内部研修の充実	A
		業務マニュアルの見直しと改善	B
		コストシュミレーション(改善後のコスト削減効果)の実施	A
職員間の連携強化		A	
制度改革に対応できるサービス内容の見直し		A	
適正な職員体制の確立		B	
再雇用者による有資格者の活用		A	

【基本目標2】安心・安全な地域づくり -3

事業名	推進項目	内容	評価
高齢者・障がい者・子育て世帯の地域活動支援	介護予防に関する情報の提供、課題の把握	介護予防に関する情報の提供	A
		介護予防に関する研修の開催	A
		介護予防に関するニーズ調査の実施	C
	住民相互の助け合いと介護予防活動の推進	他地区サロンとの交流活動支援【再掲】	A
		地区サロン活動のフォローアップ【再掲】	A
		サロンサポーター養成と活動支援	A
		認知症サポーターの養成	A
		健康体操の普及(いきいき百歳体操等)【再掲】	A
		ニュースポーツの普及促進	A
		いきいきサロン交流会の開催【再掲】	A
		高齢者へのパワーリハビリ室の開放	A
		高齢者スポーツ活動助成の実施	A
		介護予防教室の開催	A
		口腔ケア体操の普及推進	A
		住民参加型在宅福祉サービスの実施	A
	介護職員初任者研修の実施	C	
	障がい者の生きがいづくりや社会参加の促進	『障がいの理解』に関する研修会の開催	A
		障がい者団体の活動費支援	A
		障がい者等交流事業の実施	A
	バリアフリー	地域の安全に関する活動	高齢者に対する交通安全の啓発
地区の安全マップづくり(バリアフリー点検)			A
福祉用具貸出事業の実施			A
社会的孤立者対策	相談窓口の充実	常設総合相談事業の実施	A
		地域包括支援センターの相談事業の実施	A
		無料弁護士相談の実施	A
		ひとり親世帯に関する支援事業の実施	A
		社会的孤立を含めた生活困窮者に対する支援事業の実施【再掲】	A

【基本目標3】 相談しやすい地域・環境づくり

事業名	推進項目	内容	評価
情報の発信	相談窓口を住民に分かりやすく伝える広報活動	社協パンフレットの作成	A
		ボランティア活動ポスターの作成	C
		町内掲示板(地区・企業・学校・施設等)の活用	A
	定期的で継続的な福祉情報の発信	社協だよりの発行(月1回)	A
		ホームページの更新	A
権利擁護	虐待・消費者被害の早期発見を目的とした見守り活動の充実	福祉推進委員、民生委員児童委員による見守り活動の実施	A
		虐待や消費者被害に関する研修会の開催【共催】	A
		虐待や消費者被害に関する情報の提供	A
	虐待・消費者被害の見守り活動と関係機関との連携	福祉推進委員、民生委員児童委員による見守り活動の実施【再掲】	A
		虐待や消費者被害に関する情報の提供【再掲】	A
		虐待ネットワークとの連携	A
		虐待や消費者被害に関する研修会の開催【共催 再掲】	A
生活困窮者の自立支援	低所得者に対する資金貸付相談	たすけあい金庫貸付事業(町社協事業)	A
		生活福祉資金貸付事業(県社協事業)	A
		資金貸付を通じた日常生活の支援活動の充実	A
		民生委員児童委員との連携	A
	日常的な金銭管理等の支援	日常生活自立支援事業の実施	A
		民生委員児童委員との連携【再掲】	A
		日常生活自立支援事業に関する研修会の実施	B
	相談窓口の充実	常設総合相談事業の実施	A
		地域包括支援センターの相談事業の実施	A
		無料弁護士相談の実施	A
		ひとり親世帯に関する支援事業の実施	廃
		社会的孤立を含めた生活困窮者に対する支援事業の実施【再掲】	A
支援地区ごとの計画作成	モデル地区を指定した計画書作成の推進	ブロック別 モデル地区の指定	C
		モデル地区への職員派遣及び計画書作成	C
		モデル地区での合同事業の実施	C
		モデル地区活動の紹介	C
		地区ごとの策定マニュアルの作成	C

【基本目標4】人材の育成と地域福祉財源の確保 -1

事業名	推進項目	内容	評価
人材の育成（役職員）と事務局体制の充実	理事会、評議員会の充実	社協理事・評議員の委嘱	A
		社協理事・評議員の地域活動への参加	A
		外部研修会の参加（監事研修、役員研修）	A
		内部研修会の充実	B
	適正な人員配置	適正な職員体制の検討と整備	B
		職員の専門資格の取得支援	A
		障がい者雇用に関する取り組み	A
		再雇用者による有資格取得者の活用【再掲】	A
	研修の充実	年次ごとの研修計画の作成	B
		個人ごとの長期研修計画の作成	C
		採用時研修の充実と推進	C
		外部研修会の参加促進と支援	A
		研修検討委員会の設置（若手職員の登用）	C
		内部研修会の実施と充実	B
	働きやすい職場の環境づくり	仕事と家庭の両立支援	A
		メンタルヘルスに関する取り組み	A
		社会保険労務士による相談体制の実施	A
		福利厚生の実質化への取り組み（互助会運営委員会の設置）	A
	事務処理の合理化	諸規程の整備と見直し（情報公開規程、入札規程他）	A
		パソコン・インターネットを活用した業務の推進	A
		事務処理の簡素化、様式の見直し	C
		業務マニュアルの見直しと改善	C
	社協の長期事業推進計画策定への取り組み	第4次門川町地域福祉活動計画の推進	B
社協事業推進計画の評価		B	
第5次門川町地域福祉活動計画の策定		A	
福祉センターの指定管理の受託	福祉センターの適正な管理の充実	A	
	福祉センター設備の適正な管理と点検	A	

【基本目標4】人材の育成と地域福祉財源の確保 -2

事業名	推進項目	内容	評価	
情報公開と苦情対応の充実	情報公開の充実	社協だよりの発行(月1回)【再掲】	A	
		社協だよりの編集委員会の充実	B	
		事業計画書、事業報告書の作成と公開	A	
		社協パンフレットの作成【再掲】	A	
		ホームページの更新【再掲】	A	
	苦情対応への取り組みの充実	苦情解決委員の設置	A	
		福祉モニターの設置	C	
		苦情解決委員・福祉モニターの周知	B	
		苦情解決委員・福祉モニター研修の充実	B	
		苦情受付責任者・担当者の配置	A	
		社協事業の評価の実施	A	
地域福祉財源の確保	住民の社協事業に対する理解を高める活動	地区住民に対する社協事業・活動の情報提供の充実	A	
		社協だよりの発行【再掲】	A	
		地区福祉推進委員会への参加	A	
		社協パンフレットの作成【再掲】	A	
	社協財源に関する検討	コストシミュレーション(改善後のコスト削減効果)の実施【再掲】	A	
		内部監査、外部監査(税理士等)による指導	A	
		社協会員制度の実施(社協会費)	A	
		一般寄付・香典返し寄付の定着	A	
		共同募金運動の実施		
		・配分事業の実施	A	
		・街頭募金活動の充実	A	
	行政、関係機関への提言	行政への提言と連携の強化	門川町地域福祉活動計画の策定と見直し【再掲】	A
			社協地域福祉事業検討委員会の設置と開催	C
年次の重点目標の設定			A	
行政事業に関する検討会等への積極的な参加			A	
住民ニーズに関する行政への提言			B	

3 本計画策定にあたっての実施状況と課題

(1) 福祉課題

- 人々のつながりやかかわりの希薄化
- 地域における協力体制の低下
- 子育てにおける相談・交流の場に対するニーズの多様化
- 地域における団体の活動や連携のあり方の検討
- 公的福祉制度に当てはまらない要望などニーズの多様化に向けた取組み強化
- 人口減少により福祉ニーズの複合化が顕著な地域における福祉活動のあり方について

(2) 行政の実施状況と課題

- 広報紙やSNSなどの活用による地域福祉に関する情報提供の発信の取組み強化
- 新たな地域福祉の担い手の発掘、育成の取組み
- 高齢者、障がい者の社会参加の促進に向けての取組み、健康づくりの推進の取組み、地域の防犯体制の取組みへの推進
- 災害時における要配慮者への支援は、今後も訓練などを重ね、緊急時の対応を強化する必要性

(3) 町社会福祉協議会実施状況と課題

- 地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーター活動の推進、養成に向けた促進
- 門川町ボランティアセンターの機能充実への更なる推進の必要性
- 誰もが気軽に立ち寄り、世間話などをして過ごすといった身近な地域での交流・仲間づくりの場としての「サロン活動」のさらなる推進

4 本計画の取組みへの展望

計画に掲げる各取組み内容を全町的に推進しその成果を上げていくためには、住民一人ひとりが地域福祉を『我が事』と捉え行動する認識をもち、地域の活動に積極的かつ主体的に参加することが取組みの成果への明るい展望となります。

前期計画の事業評価からは、目標設定を細分化したことで目標達成が可視化しにくい事や、町や社会福祉協議会も現状では取組み以外の事業が多く、実施実績から高い評価に至らない事業もみられました。

このようなことから本計画の施策推進に当たっては、基本理念の下、3つの基本目標を地域の実情に応じて、社会性、流動性、柔軟性を十分に考慮しながら町全体の地域福祉の推進・向上に向け取り組みます。

第5章 計画の基本方針

第5章 計画の基本方針

1 計画で目指すもの（基本理念）

少子高齢・人口減少によりかつてない超高齢社会を迎える中、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、地域みんなの助け合い、支え合いが一層重要となってきました。

こうした中、身近な地域で住民同士が支え合い交流を深め、まごころと思いやりの心を持ち、一人ひとりが地域の課題を我が事として受け止め、地域ぐるみで課題を解決していくことが求められています。

悩みを誰にも相談できず孤立する人をなくすよう、誰もが自分の出来る範囲で支え手となり、地域の繋がりや絆を大事にしていく必要があります。

今後、さらに地域福祉を進めていくために、地域で暮らす誰もが自分の暮らす地域について関心を持つこと、そして地域づくりに参加し、みんなで共生社会を創っていくことが重要であるという考え方に立ち、前計画の計画理念を更に推進するために、本計画では次のとおり基本理念を定めます。

**やすらぎと生きがいのある
みんなで創る共生社会のまちづくり**



※『共生社会（地域共生社会）』とは・・・

人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、互いに支え合いながら、地域を共に創っていくことのできる社会です。

2 基本目標

本町では、計画の基本理念を実現するために、3つの基本目標を掲げ、それを基に重点施策を設定します。

【基本目標1】我が事の地域づくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、住民同士のつながりを促進し、地域における支え合い・助け合いを推進していくため、身近な地域での交流やふれあいの場などの機会づくりを通して、「お互いさま」の支え合いづくりを促進します。

支援を必要とする人を孤立化・潜在化させないように、見守り・支援体制の充実を図ることは大変重要です。必要な支援に結び付けるための総合的な相談・支援体制の強化を図るとともに、適切な支援に向けた福祉サービスの充実や利用者の権利擁護に取り組みます。

また、地域の中で、一人ひとりの人権が尊重され、福祉が身近なものとなるように、自立の基礎となる心身の健康づくりを促進するとともに、人権・福祉に対する意識を醸成し、地域福祉の基礎づくりを推進していくなかで、「誰もが主役」のまちづくりを構築していきます。

【重点施策】

- ① 福祉教育・生涯学習を進め、支え合う心を育てます。
- ② 小地域での住民同士の支え合い活動を進めます。
- ③ 住民主体のボランティア活動を進めます。
- ④ 地域課題を解決するための福祉ネットワーク活動を進めます。

【基本目標2】丸ごとのしかけづくり

地域福祉を推進するためには、弱い立場に置かれがちな人の権利が尊重され、守られることが基本となります。しかし、現実にはさまざまな差別や、子ども・障がい者・高齢者などへの虐待、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や判断能力が十分ではない人への消費者被害など、権利が侵害されている事例が増えてきているのが実情です。誰もが安心して心豊かに暮らしていくために、弱い立場に置かれがちな人たちの権利擁護について、地域と行政との連携が不可欠です。

また、困っていても誰かに助けを求めたり、関係機関などに相談に行ったりすることができない人もいます。あるいは、制度と制度、組織と組織などの狭間から抜け落ちてしまう人もいられるかもしれません。そうした人たちの現状をよく理解し、適切な支援に結びつけることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、さまざまな機会を捉えてニーズ把握に努めなければなりません。

このように、制度や施策の縦割りが、地域の生活課題に対して横断的に取り組みづらい状況をつく

ることがあります。住民の問題をそれぞれの状況に即して具体的に対応する地域福祉の現場では、地域での連携や横断的な取組みが不可欠です。

このようなことから、誰もが必要な情報を正確にわかりやすく伝える仕組みを充実・強化します。また、地域福祉推進委員会を中心とした地域における福祉活動の担い手の発掘、育成を進めるとともに、ボランティア活動や住民活動での人材発掘・育成を推進します。

今後も、町では地域住民の身近な生活課題を迅速かつ適切に解決できるよう、福祉部門間の連携をこれまで以上に強化し、住民が抱えるさまざまな生活面の課題に柔軟に対応できる体制をつくります。

【重点施策】

- ① 災害時要援護者の支援体制をつくります。
- ② 地域の見守り体制を強化します。
- ③ 高齢者・障がい者・子育て世帯の地域活動を支援します。
- ④ バリアフリーの推進・地域安全点検に取り組みます。
- ⑤ 社会的孤立者対策を推進します。

【基本目標3】 地域共生社会の実現に向けた体制整備強化

「いのちを大切にする」ための地域での支え合い体制づくりの前提となるのは、身近な地域で支え合う力です。そして、誰もが安心していきいきと暮らせる社会を地域全体でつくり、守っていくことが必要です。そのことは、関係団体などの個々の取組みが繋がることで、課題が解決できたり、よりよい取組みが生まれたりするなどの効果が期待できます。そこで、身近な地域で関係団体などが連携し、地域の課題を解決するための体制整備を図ります。

今後は、さらに連携を強化し、地域の実情にあった地域福祉の取組みを進めるとともに、地域で暮らす誰もが自分の暮らす地域について関心を持つこと、そして地域づくりに参加し、みんなで共生社会を創っていくという考え方に立ち、福祉事業者などとも連携を図りながら、それぞれの担い手が存分に力を発揮できる仕組みをつくります。

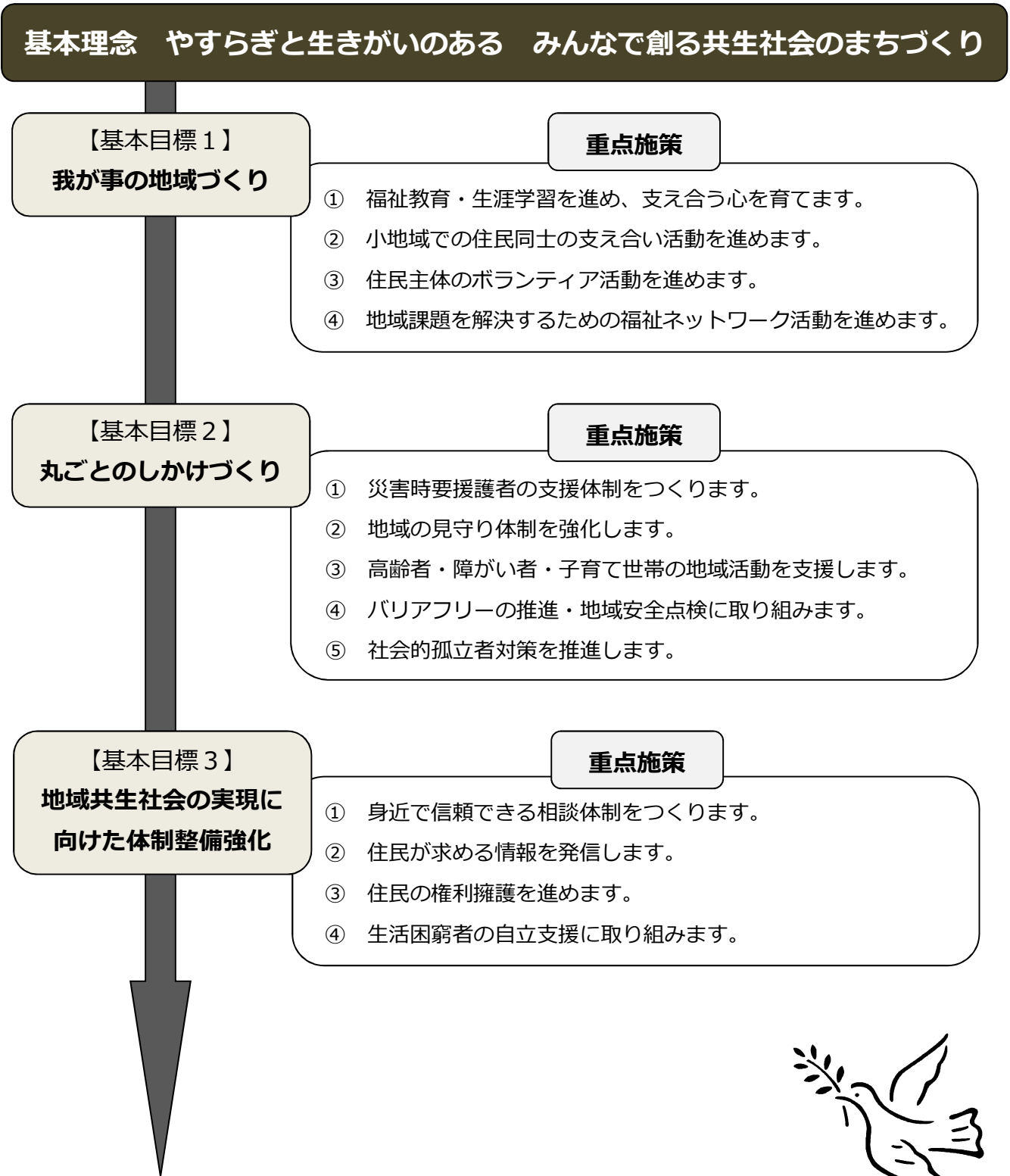
さらに、これからも普通の見守り活動にとどまるだけではなく、専門的な支援の必要な人・世帯を掘り起こし、専門機関につなげる必要があります。今後も専門機関と地域住民による支援の検討を行うなど、専門機関と地域ならではの支援体制の取組みにつなげていきます。

【重点施策】

- ① 身近で信頼できる相談体制をつくります。
- ② 住民が求める情報を発信します。
- ③ 住民の権利擁護を進めます。
- ④ 生活困窮者の自立支援に取り組みます。

3 施策体系

本計画を推進するにあたり、3つの基本目標のもと、13の重点施策を推進します。



第6章 重点施策の展開

第6章 重点施策の展開

地域住民に身近な生活課題を迅速かつ適切に解決できるよう、福祉部門間の連携を強化し、住民が抱えるさまざまな相談に柔軟に対応できる仕組みを前計画の柱を継承し、推進します。

【基本目標 1】 我が事の地域づくり

重点施策① 福祉教育・生涯学習を進め、支え合う心を育てます

【目指す方向性】

老若男女を問わず、町民一人ひとりを大切にする地域社会を築いていくため、あらゆる機会を通して福祉教育・生涯学習を推進し、心豊かで潤いのある町づくりを目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町民一人ひとりを大切にした人権教育の推進に努めます。 ・第2次かどがわ男女共同参画基本計画の各施策を推進します。 ・生涯学習の推進を図り、人権に対する理解を深めるよう努めます。 ・ボランティア学習などを通して児童・生徒の福祉への理解を深めます。 ・世代間交流学習を推進し、それぞれを尊重できる環境づくりに努めます。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町内各学校を社会福祉普及推進校に指定し、福祉教育の推進に努めます。 ・「社協だより」を全世帯に配布し、福祉意識の高揚を図ります。 ・福祉ふれあい祭りを開催し、心豊かで潤いのある福祉の町づくりに努めます。 ・福祉体験事業を実施し、福祉を学ぶ機会を充実させます。
事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉体験事業の受け入れを行います。 ・福祉ふれあい祭り等の行事に積極的に参加します。 ・ボランティア学習等へ職員の派遣を行います。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・町民憲章の周知に努め、あいさつを励行します。 ・子どもの見守り、高齢者宅への声かけに努めます。 ・各地区で各世代間交流事業を計画します。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の方々とあいさつを交わします。 ・各家庭でお互いを尊重しあいながら生活します。 ・福祉講座・生涯学習講座に積極的に参加します。 ・『一日一助』活動に取り組みます。

※実施主体表示：門川町⇒町 門川町社会福祉協議会⇒社協

【数値目標】

項目	令和元年度（現状）	令和6年度年度（目標）
生涯学習講座参加者	210	215

【門川町 年次計画】

推進項目	内 容	実施主体
福祉教育の推進	生涯学習の推進	町
	第2次男女共同参画基本計画の推進	町

【かどがわ生涯学習講座】

講座名	講座内容
遊学塾	講和や町外研修を通して文化面等の知識を広めたり、ウォーキングや運動などを通して心身ともに健康な生活が送れるよう促す講座
ねんりん教室 (旧高齢者教室)	同じ年代の仲間と共に健康に関する講話などを聞いて頭と体と心に栄養を与え、これからの人生をより良く、より明るく生活するための講座
英会話講座	A L T (外国語指導助手) による英会話初心者を対象とした講座
パソコン講座	初心者を対象にパソコンの基本操作や実生活に役立つワードやエクセルを学ぶ講座
文化財はかせ養成講座	ふるさと門川の歴史や文化を学び、わが町の良さを再発見する講座
家庭教育学級	子どもの教育に家庭が担う基本的な役割などについて、計画的・継続的に学習する場で、多種多様な学習を行う。
親子で楽しむレクリエーション教室	毎月1土曜日に、親子で一緒に仲良く様々なレクリエーション活動を行い、絆を深める教室
出前講座	自主事業で様々な教室や講演会を計画している各団体等へ講師謝金に該当する部分に補助を行う。
かどがわ文化財知っとく塾	わが町門川の文化財・町の宝について学び、語り合い、町を元気にする講座
カムリウミスズメ倶楽部	野外活動や座学により門川町の鳥であるカムリウミスズメのことを学ぶ講座
健康教室	ニュースポーツ等の各種のスポーツ教室や、ウォーキング等の体づくり事業を行う教室

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 支え合う心の育成

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
福祉教育の推進	社会福祉普及推進校の指定	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	社会福祉普及推進校連絡会の開催	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	コミュニティスクール活動への参加「新規事業」	<input type="checkbox"/> 実施・協力					町・自主
	福祉教育に関する情報の提供	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	福祉教育に関する活動費の助成	<input type="checkbox"/> 実施					共同募金
住民の福祉意識を高める活動	社協だよりの発行（月1回）	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	ホームページの更新 「新規文言」	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	門川町福祉推進大会の開催	<input type="checkbox"/> 実施			<input type="checkbox"/> 実施		町・自主
	門川町保健福祉大会の開催（門川町主催）		<input type="checkbox"/> 実施			<input type="checkbox"/> 実施	町・自主
	福祉ふれあい祭りの開催	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主

重点施策② 小地域での住民同士の支え合い活動を進めます

【目指す方向性】

少子高齢化が進む中、地域で孤立する世帯や人を出さないためには、日頃から隣近所の交流や支え合いが必要です。まずは小地域での住民同士の支え合い活動を推進し、誰もが安心して生活できる地域づくりを目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の福祉活動を支える人材の発掘・育成に努めます。 ・各地区の地域福祉活動の支援を行います。 ・自治会加入を促進するため、地区会長・自治公民館長連合会と連携を図ります。 ・各地区活動の活性化を促進します。 ・地域住民が様々な問題について話し合いができる交流の場の確保に努めます。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク活動の推進を図ります。 ・地域福祉推進基礎組織の設置促進を図ります。 ・いきいきサロン事業の周知・充実を図ります。 ・各地区民生委員・児童委員、福祉推進委員との連携強化を図ります。
事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区で行われる行事に積極的に参加します。 ・日頃から隣近所の方々とあいさつを交わします。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者※¹等、支援の必要な人の把握に努めます。 ・地域であいさつ運動を展開し、日頃から顔見知りになります。 ・地域で様々な問題について話し合いの場を設けます。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区自治会に加入します。 ・各地区の行事に積極的に参加します。 ・日頃から隣近所の方々とあいさつを交わします。

※1 災害時要援護者：高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な方々のことを差します。

【数値目標】

項目	令和元年度（現状）	令和6年度年度（目標）
各地区自治会加入率	86%	86%

【門川町 年次計画】

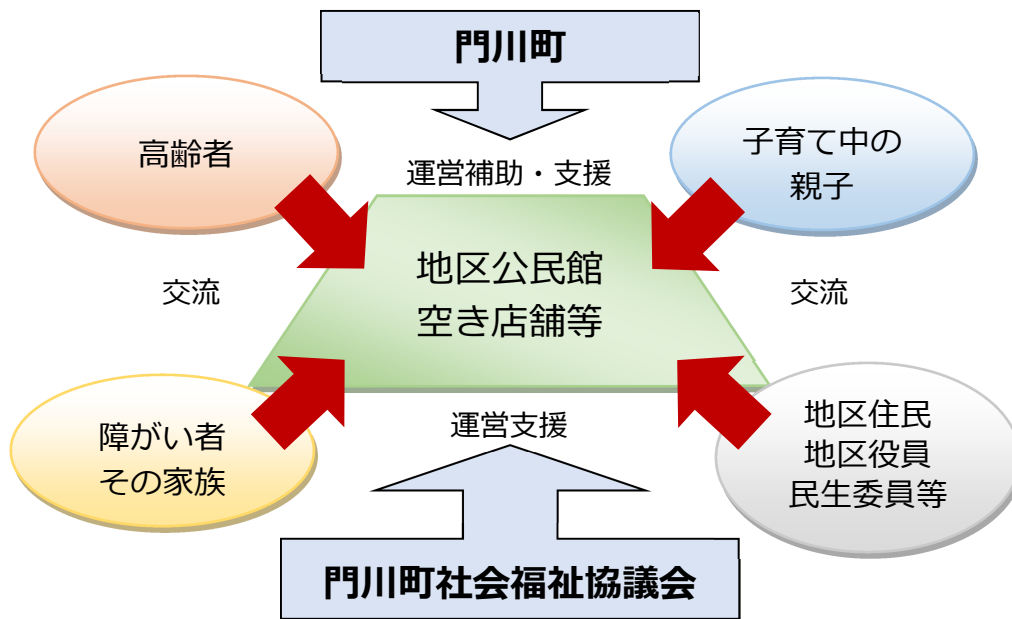
推進項目	内容	実施主体
地区福祉推進活動の支援	自治会加入促進	町
	地区会長・自治公民館長連合会への運営補助金 交付	町
	民生委員・児童委員、主任児童委員の設置	町

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 小地域での支え合い活動支援

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
地区福祉推進活動の支援	地区福祉推進委員の設置		一斉改選			一斉改選	町・自主
	地区福祉推進委員長会の開催	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	地区福祉推進委員座談会の開催	<input type="checkbox"/> アンケート実施・方針決定・実施					町・自主
	新任地区福祉推進委員研修の開催	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	福祉推進委員マニュアルの配布 「新規文言」	<input type="checkbox"/> 企画・検討	<input type="checkbox"/> 実施		見直し		町・自主
	地区福祉推進委員長マニュアルの配布 「新規文言」	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	買い物支援事業の実施 「新規事業」	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	サロンサポーター研修の開催	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	安心カードの見直し	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	活動費の助成（地区福祉推進委員会活動、地区町・自主活動、年末年始事業）	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主

【地区交流のイメージ】



- 高齢者のみでなく地域住民が集えるサロン
- 地域の郷土料理を伝える「地域の台所」
- 地区への加入促進
- 障がい者・家族の悩み相談
- 要援護者の把握
- 地域住民の交流促進
- 子育ての悩み相談

重点施策③ 住民主体のボランティア活動を進めます

【目指す方向性】

住民生活が多様化し、また大規模災害の発生が懸念される中、ボランティアリーダーを育成し、ボランティアセンターの活動を支援することにより、安心・安全なまちづくりを目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の周知を図ります。 ・ボランティアの育成を推進します。 ・地域福祉活動を支える人材の発掘・育成を図ります。 ・ボランティアセンターの活動を支援します。 ・家事支援などを行うボランティアの育成を検討します。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター※¹の機能強化を図ります。 ・ボランティア人材の育成を推進します。 ・ボランティア活動課題の把握を行い、改善を図ります。 ・成果が目に見えるボランティア活動を計画します。
事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに積極的に参加します。 ・ボランティア活動の受け入れを行います。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の地域福祉活動を支える人材を育成します。 ・ボランティア活動を実施し、家庭でボランティアについて考える機会をつくれます。 ・育成会や地域の行事など、身近でできるボランティア活動を推進します。 ・子どもが興味を持つイベントを企画し、地域の交流を深めます。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・親子、家庭で参加できるボランティア活動に参加します。 ・親子、家庭でボランティアに関する情報を集めます。 ・親子、家庭でボランティアに関する話し合いをします。 ・親子、家庭で『一日一助』活動に取り組みます。 ・共同募金や災害義援募金など募金活動に協力します。

※1 ボランティアセンター：ボランティアをしたい人と、ボランティアしてほしい人をつなぐ機能をもっているところです。

【ボランティア活動者（令和元年度）】

項目	人数	備考
ボランティアセンター把握者数	約 1,750 人	高齢者クラブ連合会、地区福祉推進委員会、子ども見守りネットワーク活動者、災害ボランティア関係活動者他
ボランティア連絡協議会登録者数	365 人	・ボランティア連絡協議会会員 ・福祉施設訪問ボランティア 17 団体 357 人 個人 8 人

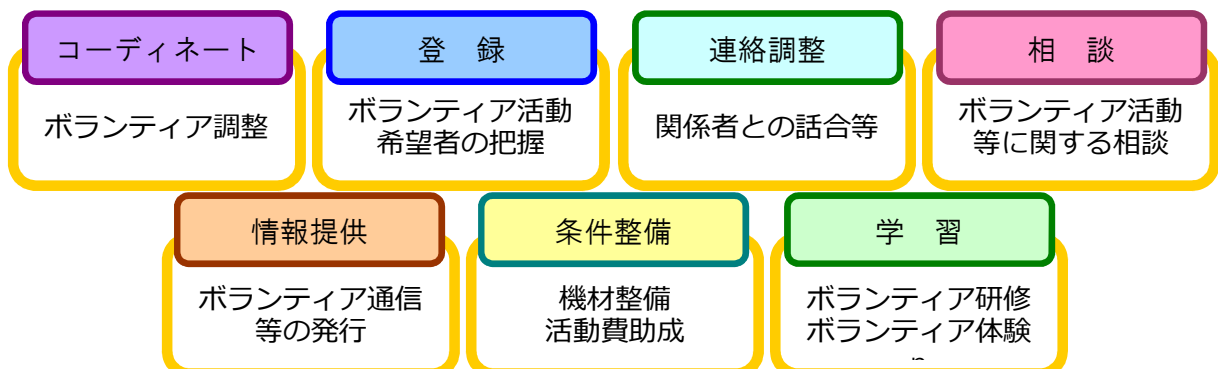
【数値目標】

項目	令和元年度（現状）	令和6年度年度（目標）
ボランティアセンター把握者数	1,750	1,800

【門川町 年次計画】

推進項目	内容	実施主体
ボランティア活動の活性化	ボランティア連絡協議会へ運営補助金交付	町

【ボランティアセンターの機能】



【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 住民主体のボランティア活動の推進

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
ボランティアセンターの設置と機能強化	コミュニティスクール活動への参加【再掲】 「新規事業」	実施					町・自主
	地域包括ケア会議でのニーズの把握 「新規文言」	地域包括ケア会議で分析					町・自主
	個別ニーズに対するボランティア活動の充実	実施					町・自主
	ボランティア講師・活動者一覧の作成	実施					町・自主
	買物・移動等ボランティア人材派遣システムの構築 「新規事業」	立案・検討	実施		見直し		町・自主
ボランティア活動者の養成	門川高校及び門川中学校生徒のボランティア活動支援 「新規文言」	検討					町・自主
	自治会型ヘルパー活動の推進 「新規事業」	説明・モデル地区指定	実施	見直し	拡充		町・自主
	社会福祉法人との連携による福祉事業の実施 「新規事業」	実施					町・自主
	移動支援に関するボランティア人材の養成 「新規事業」	養成	実施				町・自主
	行事等における託児ボランティア活動者の養成 「新規事業」	実施					町・自主
ボランティア活動の活性化	ボランティア連絡協議会の事務局運営	実施					町・自主
	ボランティア関連研修会の開催	実施					町・自主
	ボランティアセンターだよりの発行 (社協だよりに)	実施					町・自主
	ボランティア活動の表彰推薦 (門川町保健福祉大会など)	実施			実施		町・自主
ボランティア活動財源の確保	ボランティア関係助成金の調査と活用	実施					自主

重点施策④ 地域課題を解決するための福祉ネットワーク活動を進めます

【目指す方向性】

地域福祉の中核的役割を担っている社会福祉協議会との連携を強化するとともに、民生委員・児童委員協議会などの活動を支援し、福祉のまち門川町の充実を目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ネットワーク構築を支援します。 ・地域包括ケアシステム^{※1}の確立と指導に取り組みます。 ・社会福祉協議会との連携を強化します。 ・民生委員・児童委員の活動を支援します。 ・世代間交流事業を推進します。 ・障がい者相談事業所の指導・助言を行います。 ・保育協議会、児童クラブ連絡協議会等の連携を強化します。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員協議会の活動を支援します。 ・地域包括ケアシステムの実践に取り組みます。 ・福祉施設連絡会（高齢者、障がい者、子育て）の連携を強化します。 ・小地域ネットワーク事業を推進します。 ・障がい者事業所連絡会を開催します。

事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・町及び社協との連携を図ります。 ・福祉施設連絡会に積極的に参加します。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が気軽に参加できるコミュニティ活動に取り組んでいきます。 ・民生委員・児童委員並びに福祉推進委員の周知を図ります。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地区福祉推進活動に積極的に取り組みます。

※1 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムの構築を目指すもので、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要となっています。

【門川町 年次計画】

推進項目	内容	実施主体
福祉団体・学校・施設等活動支援	福祉団体等への運営補助金交付	町

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 福祉ネットワーク活動の推進

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
福祉団体・学校・施設等活動支援	福祉団体等事務局の設置	実施					町・自主
	・民生委員児童委員協議会	実施					
	・ボランティア連絡協議会	実施					
	・高齢者クラブ連合会	実施					
	・宮崎県共同募金会 門川町共同募金委員会	実施					
	活動の活性化につながる情報の提供	実施					町・自主
	各種研修会の開催	実施					町・自主
福祉団体等活動費の助成	実施					自主	
福祉団体・施設のネットワーク形成	商工会との連携（買い物支援事業）新規文言」	ニーズ調査	検討・実施				自主
	福祉施設連絡会の開催	実施					自主
	子ども見守りネットワーク推進会議の開催	実施					町・自主
	災害ボランティア推進協議会の開催	実施					町・自主
	事業所（障がい者・介護保険）連絡会の開催	実施					町・自主
	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターとの連携 「新規事業」	連絡会の実施（役割の振返り）	具体的な活動				自主

【子ども見守りネットワーク活動】

近年国内において、児童・生徒への登下校中の声かけ事案などが多発し、門川町内においても不審者による声かけ事案が発生しております。より安全な地域づくりを目指すため、平成18年2月に登下校中等の見守り体制を確立することを目的に門川町子ども見守りネットワーク推進会議が立ち上がり、現在も見守り活動を実施しております。

- ・見守りの中で、あいさつをするなどして、活発な地域を目指します。
- ・協力者が登下校時間だけでなく、散歩などにおいてもユニフォームを着用して見守り活動を行いません。
- ・ユニフォームの管理や協力者数把握のため登録制にします。
- ・青色パトロールカーによる巡回を実施しています。

(社協、(株)西の丸、草川小 PTA、五十鈴小 PTA、町)

【基本目標2】丸ごとのしかけづくり

重点施策① 災害時要援護者の支援体制をつくります

【目指す方向性】

大規模自然災害の発生が懸念される中、一人も見逃さないよう、災害時要援護者の把握と支援体制の確立を図り、防災に強い町づくりを目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の組織率を高めます。 ・地域福祉支援システム^{※1}の構築を図り、要援護者の適切な把握に努めます。 ・避難場所や非常持ち出し品の周知を図ります。 ・災害時用備蓄を進めます。 ・防災訓練を重ね、災害に強い町づくりに努めます。 ・福祉避難所^{※2}を設置します。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り体制の強化を図ります。 ・民生委員・児童委員協議会と福祉推進委員の連携を強化します。 ・災害ボランティアセンター機能を強化します。 ・災害ボランティア人材の育成を図ります。 ・安心カードの整理を行います。

事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災訓練、災害ボランティア活動に積極的に参加します。 ・地域住民と災害についての話し合いをします。 ・事業所内の防災体制を確立します・ ・地域住民と防災訓練を行います。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立に努めます。 ・地域単位で定期的な災害時訓練を実施します。 ・災害時要援護者の登録を促します。 ・災害時危険箇所、避難場所の周知に努めます。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時持ち出し用品を準備するなど、日頃から災害に備えます。 ・日頃から災害時避難場所などについて家族で話し合います。 ・要援護者の方は災害時要援護者として登録します。 ・災害が起こったらすぐに、テレビやラジオで情報を得ます。 ・災害が起こったら、とにかく安全を確保します。(とにかく逃げる。窓を開けるなど)

※1 地域福祉支援システム：要援護者台帳管理や平常時における見守り活動・災害時における安否確認作業などの地域福祉活動を支援するシステムで、福祉課、社協、包括支援センターにパソコンが設置されています。

※2 福祉避難所：大規模な災害が発生し、避難が長期化した場合、高齢者や障がい者、妊産婦、病弱者など特別な配慮を要する災害時要援護者の方の為に、開設を要請します。

【数値目標】

項目	令和元年度（現状）	令和6年度年度（目標）
自主防災組織数	34	37

【門川町 年次計画】

推進項目	内容	実施主体
災害復旧支援ボランティア活動の充実	福祉避難所の設置	町

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 災害時支援

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
災害復旧支援ボランティア活動の充実	災害ボランティア推進協議会の事務局運営と活動の推進	実施					町・自主
	災害ボランティアに関する研修会の開催	実施					町・自主
	災害ボランティアセンター実務訓練の実施	実施					町・自主

【福祉避難所】

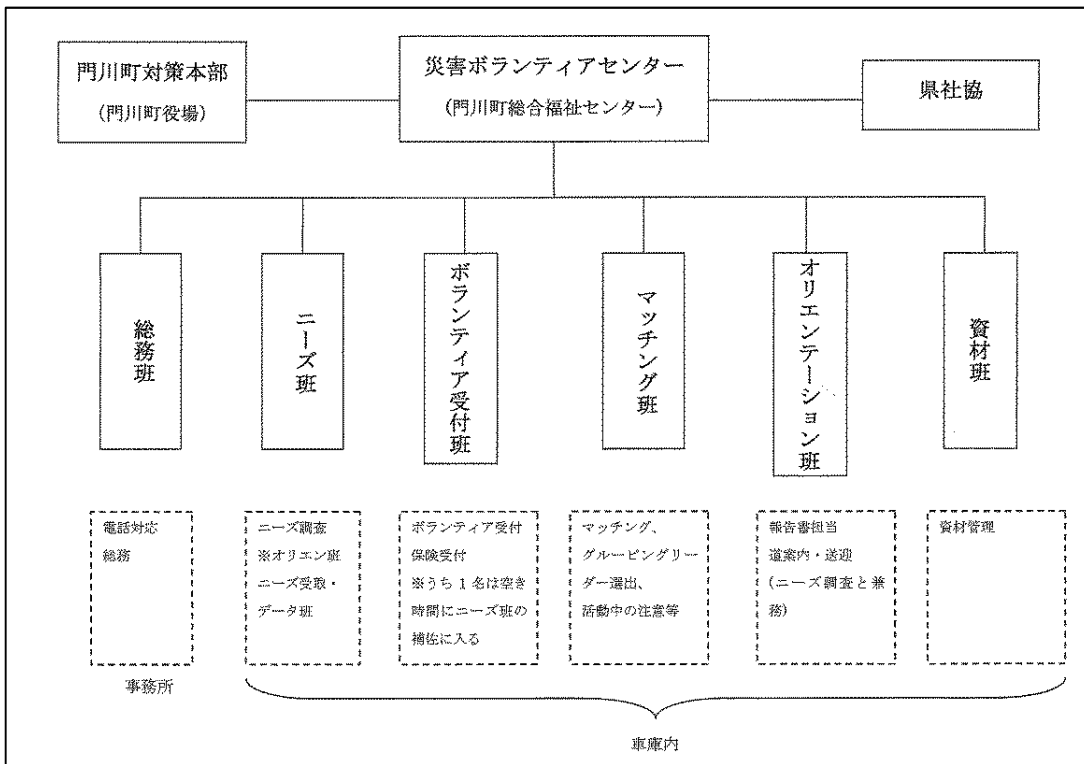
大規模な災害発生時には、一時避難所として指定された町内の避難所に避難することになりますが、高齢者、障がい者などで、これらの指定避難所ではその生活に適応し続けることが困難で、特別な配慮を必要とする方を受け入れる必要が生じた場合に、二次的に開設されます。

現在、福祉避難所として協定を締結している事業所は以下の2施設です。

- 社会福祉法人 ひまわり会：高齢者福祉施設「ふれあい地球館」 海拔約20m
- 特定非営利法人ふれあい：生活介護事業所「にっこり」 海拔約5m

【災害ボランティアセンター】

災害ボランティアセンターが立ち上がった場合、下記の役割で活動をしていきます。



重点施策② 地域の見守り体制を強化します

【目指す方向性】

児童や高齢者、障がい者の虐待等を防ぐには、地域の見守りが欠かせないことから、普段からのあいさつや声かけを通して、地域での見守り体制を強化し、安心して生活できる地域づくりを目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、児童の虐待防止の取組みを強化します。 ・ ひとり暮らし高齢者の地域での見守り体制の強化を推進します。 ・ 要保護児童対策地域協議会^{※1}の連携を強化し、児童の虐待防止に努めます。 ・ 徘徊等見守りネットワークの整備に努めます。 ・ 虐待についての知識の普及や相談窓口等の情報の周知に努めます。 ・ 消費生活相談窓口の充実に努めます。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの機能の充実に努めます。 ・ 小地域ネットワーク活動の充実に努めます。 ・ 子ども見守りネットワーク推進会議の機能強化を図ります。 ・ 安心カード^{※2}の整理を行います。
事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ おたすけハウス^{※3}に登録します。 ・ 見守り活動の学習を積極的に行います。 ・ 徘徊や虐待について日頃から町及び社協と連携を図ります。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣近所とのあいさつや声かけを通して、子どもや高齢者などを見守る地域づくりを進めます。 ・ 児童や高齢者、障がい者の虐待防止と早期発見に努めます。 ・ いきいきサロンなど地域の住民が集える機会を増やします。 ・ 高齢者や障がい者に対する簡易なサービス（ゴミだし、買い物）などの助け合い活動に取り組みます。 ・ 安心カードを活用した見守り活動に取り組みます。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の自治会に加入します。 ・ いきいきサロンなどの集いの場に積極的に参加します。 ・ 非常時にのみに他人に頼ってうまくいきません。日頃からの関係を大切にして普段から『助けられ上手』になります。 ・ 日頃から隣近所の見守り活動を行います。

※1 要保護児童対策地域協議会：平成16年に児童福祉法が改正され、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくため、市町村に地域協議会の設置が求められるようになりました。

※2 安心カード：緊急時に必要な情報を記入した見守りカードです。（詳細は別紙）

※3 おたすけハウス：宮崎県PTA連合会の事業で子どもをはじめ社会的弱者が危険な場面に遭遇した場合に安心して駆け込める場所として、設置場所の確保を進めています。

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 見守り体制の強化

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
子どもの安全を守る活動	子ども見守りネットワーク推進会議の開催 【再掲】	☐ 実施	→	→	→	→	町・自主
	登下校時の見守り活動の推進	☐ 実施	→	→	→	→	町・自主
	夜間及び新学期の巡回パトロールの実施	☐ 実施	→	→	→	→	町・自主
	児童・生徒の防犯意識を高める活動 (看板設置・地区学習会の開催)	☐ 実施	→	→	→	→	町・自主

【安心カード（緊急連絡表）地域見守り事業について】

1. 対象者

- ・ひとり暮らし世帯（高齢者・障がい者）（日中独居も含む）
- ・高齢者のみ世帯
- ・その他、必要と思われる世帯。

2. 内容

ひとり暮らし高齢者等に、緊急時に必要な情報（生年月日、緊急連絡先等）を記入した見守りカード（マグネットケース入り）を配布し、冷蔵庫等に貼り、日常的な見守り活動や緊急時の通報に利用しています。

重点施策③ 高齢者・障がい者・子育て世帯の地域活動を支援します

【目指す方向性】

誰もが住みなれた地域で安心して生活できるようにするため、各福祉分野の役割計画に基づき、福祉サービスを提供するとともに、地域福祉の担い手がそれぞれの役割を担い、連携して地域活動を支援する社会づくりを目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期及び第8期高齢者保健福祉計画を推進します。 ・第5期及び第6期障害福祉計画、第1期及び第2期障害児福祉計画を推進します。 ・子ども・子育て支援事業計画を推進します。 ・やっちみろや健康づくりプランの推進を図ります。 ・地域公共交通のあり方を検討します。 ・いきいき百歳体操^{※1}を推進します。 ・消防団の活動を推進します。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各種制度事業の推進を図ります。 ・在宅福祉事業の推進を図ります。 ・高齢者クラブ連合会活動を支援します。 ・福祉団体に対する活動助成を行います。 ・介護予防事業を推進します。
事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・法令を順守し事業を展開します。 ・制度に対する理解を深めます。 ・日頃からあいさつや声かけを行います。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや声かけを通して、住民同士のふれあいを深めます。 ・障がい者や子育てのサロンを開催します。 ・いきいき百歳体操を地域で広めます。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から隣近所とのあいさつや声かけを心がけます。 ・高齢者クラブに加入します。 ・障がいに関する研修会に参加します。 ・介護予防活動に取り組みます。

※1 いきいき百歳体操：平成14年に高知市が開発した重りを使った筋力運動です。

【数値目標】

項目	令和元年度（現状）	令和6年度年度（目標）
高齢者クラブ設置数	20	22
いきいき百歳体操実施箇所数	44	50

【門川町 年次計画】

推進項目	内 容	実施主体
介護保険事業の推進	第7期及び第8期介護保険事業計画の推進	町
障がい者支援事業の推進	障がい者相談支援事業の実施	町
	コミュニケーション支援事業の実施	町
	地域活動支援センター事業の実施	町
	第5期及び第6期障害福祉計画、第1期及び第2期障害児福祉計画の推進	町
子育て支援事業の推進	放課後児童対策事業の実施	町
	西門川児童館の実施	町
	子ども・子育て支援事業計画の推進	町
	子育て人づくりセンターの周知と活用	町
	第2期次世代育成支援行動計画の推進	町
介護予防に関する情報の提供、課題の把握	介護予防に関する情報の提供	町
	介護予防に関する研修の開催	町
	介護予防に関するニーズ調査の実施	町
住民相互の助け合いと介護予防活動の推進	他地区サロンとの交流活動支援	町
	地区サロン活動のフォローアップ	町
	サロンサポーター養成と活動支援	町
	認知症サポーターの養成	町
	健康体操の普及（いきいき百歳体操等）	町
	ニュースポーツの普及促進	町
	いきいきサロン交流会の開催	町
	高齢者へのパワーリハビリ室の開放	町
	介護予防教室の開催	町
	口腔ケア体操の普及促進	町
	第7期及び第8期高齢者保健福祉計画の推進	町
障がい者の生きがいづくりや社会参加の促進	『障がいの理解』に関する研修会の開催	町

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 高齢者・障がい者・子育て世帯の地域活動支援 その1

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
介護保険事業の推進	居宅介護支援事業の実施	実施					自主
	(介護予防) 通所介護事業の実施	実施					自主
	(介護予防) 訪問介護事業の実施	実施					自主
	介護予防支援事業の実施 (介護予防プラン)	実施					自主
障がい者支援事業の推進	障がい者相談支援事業の実施	実施					町委託金
	基準該当生活介護事業の実施	実施					自主
	居宅介護、重度訪問介護等 障がい者ホームヘルプ事業の実施	実施					自主
	コミュニケーション支援事業の実施	実施					町委託金
	地域活動支援センター事業の実施	実施					町委託金
子育て支援事業の推進	放課後児童対策事業の実施	実施					町委託金
	行事等における託児ボランティア事業の実施 「新規文言」	実施					自主
サービスの質の向上に関する 取り組み	特定事業所加算等の指定	実施					自主
	・居宅介護支援事業特定事業所加算の指定	実施					自主
	・居宅介護事業所の特定事業所加算の指定	実施					自主
	・通所介護事業 提供体制加算の指定	アンケート実施	分析	提案・実施			自主
	新しいサービス開発に関する提案「新規文言」	実施					自主
関係機関との連携	保健・医療・福祉関係機関の連携	実施					自主
	地域住民及び福祉団体等との連携	実施					自主
	福祉人材育成に関する取り組みの充実 (実習受入など)	実施					自主
職員の資質向上と事業実施体制の充実	外部研修への積極的な参加と内部研修の充実	検討	分析	提案・実施			自主
	業務マニュアルの見直しと改善	実施					自主
	コストシュミレーション (改善後のコスト削減効果)の実施	調査・改善					自主
	職員間の連携	実施					自主
	制度改革に対応できるサービス内容の見直し	実施					自主
	適正な職員体制の確立	実施					自主
	再雇用制度による有資格者の活用	実施					自主

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 高齢者・障がい者・子育て世帯の地域活動支援 その2

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
介護予防に関する情報の提供、課題の把握	介護予防に関する情報の提供	☑ 実施					町委託金
	介護予防に関する研修の開催	☑ 実施					町委託金
住民相互の助け合いと介護予防活動の推進	他地区サロンとの交流活動支援	☑ 実施					町委託金
	地区サロン活動のフォローアップ	☑ 実施					町委託金
	サロンサポーター養成と活動支援	☑ 実施					町委託金
	認知症サポーターの養成	☑ 実施					町委託金
	いきいき百歳体操の普及推進 「新規文言」	☑ 実施					町委託金
	ノルディックウォーク・スクエアステップの普及促進 「新規文言」	☑ 実施					町委託金
	介護予防大交流会の開催 「新規文言」	☑ 実施					町委託金
	高齢者へのパワーリハビリ室の開放	☑ 実施					町委託金
	高齢者スポーツ活動助成の実施	☑ 実施					自主
	介護予防教室の開催	☑ 実施					町委託金
	口腔ケア体操の普及推進	☑ 実施					町委託金
	住民参加型在宅福祉サービスの実施	☑ 実施					自主
生活支援ボランティア養成講座の実施 「新規文言」	☑ 実施					自主	
障がい者の生きがいづくりや社会参加の促進	『障がいの理解』に関する研修会の開催	☑ 実施					町委託金
	障がい者団体の活動費支援	☑ 実施					自主

重点施策④ バリアフリーの推進・地域安全点検に取り組みます

【目指す方向性】

すべての町民が住みなれた地域で安心して生活していくために、公共機関のバリアフリー化などに取り組み、安心・安全な町づくりを目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー化を推進します。 ・防犯灯の整備を促進します。 ・おもいやり駐車場制度^{※1}の普及・啓発を推進します。 ・高齢者等の交通事故を防ぐため、交通安全教室を開催します。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子等の福祉用具の貸し出しを推進します。 ・高齢者クラブ連合会で交通安全について研修します。 ・福祉教育を支援する人材の育成に取り組みます。 ・地区の安全点検活動を支援します。

事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の安全点検を進めます。 ・施設内での交通安全教室を実施します。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者が安心して外出できる地域づくりを進めます。 ・おもいやり駐車場の理解を進めます。 ・バリアフリー設備や危険個所の点検を実施します。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・おもいやり駐車場に駐車しないようにします。 ・障がいに関する研修会に参加します。 ・交通安全法令講習会に参加します。

※1 おもいやり駐車場制度：県内の商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難と認められる方に対して県内共通の利用証を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

【数値目標】

項目	令和元年度（現状）	令和6年度年度（目標）
おもいやり駐車場の普及	10施設 44台分	15施設 50台分

【門川町 年次計画】

推進項目	内容	実施主体
地域の安全に関する活動	防犯灯の整備促進	町
	思いやり駐車場制度の普及・啓発	町

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 バリアフリー

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
地域の安全に関する活動	高齢者に対する交通安全の啓発	実施			実施		自主
	福祉用具貸出事業の実施	実施					自主

重点施策⑤ 社会的孤立者対策を推進します

【目指す方向性】

近年の厳しい社会情勢の下、相談する相手もなく生活困窮に陥ったり、地域社会から孤立する町民を出さないために、各種制度の充実・周知を図るとともに、皆で見守る地域社会の構築を目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度の適正な運用を支援します。 低所得者等の自立した生活を支援し、利用者負担の軽減を図ります。 民生委員・児童委員等と連携し、生活困窮者の把握に努めます。 孤立死を防ぐために関係機関との連携を深め、見守りを強化します。 高齢者・障がい者・児童虐待を防ぐため関係機関との連携を強化します。 ひきこもり、不登校を防ぐため各学校等との情報の共有を図ります。 自殺防止のためきめ細やかな相談体制を構築します。 消費者被害をなくすため、消費生活センター等との連携を強化します。 認知症理解のための取組みを実施します。 県の相談サイト「みやざきこころ青Tねっと」※¹の周知を図ります。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談支援体制の充実を図ります。 社会的孤立者の早期発見のためあらゆる機関の研修・啓発に努めます。 認知症・サポーター養成講座を積極的に開催します。 サポーターの小地域ネットワーク活動を支援します。 環境改善が必要な世帯（ゴミ屋敷等）の改善に努めます。
事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> 社会的孤立者に関する研修会に参加します。 町及び社協と連携を図ります。 社会的孤立者に対する見守りに取り組みます。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所で孤立している方がいないか心配り・目配りを実施します。 地区の民生委員・児童委員等と状況の把握に努めます。 孤立しがちな方にいきいきサロン等の参加を促します。 生活困窮者に民生委員・児童委員や福祉課、社会福祉協議会を紹介します。 環境改善が必要な世帯（ゴミ屋敷等）を把握します。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からあいさつを交わし、交流を深めます。 地区の自治会に加入します。 地区の行事に積極的に参加します。 消費者被害に関する情報を集めます。 生活に関する相談先を知っておきます。 環境改善が必要な世帯（ゴミ屋敷等）の情報を地区会長や民生委員に伝えます。

※1 みやざきこころ青Tねっと：さまざまな悩みや心配事、心の病気などを抱えている方のために、相談窓口や生きがいがいづくりの場などを案内する宮崎県民向けの情報サイトです。

【数値目標】

項目	令和元年度（現状）	令和6年度年度（目標）
認知症サポーターの数	2,206	2,956

【門川町年次計画】

推進項目	内容	実施主体
相談窓口の充実	常設総合相談事業の実施	町
	地域包括支援センターの相談事業の実施	町
	無料弁護士相談の実施	町

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 社会的孤立者対策

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
相談窓口の充実	常設総合相談事業の実施	<input type="checkbox"/> 実施	→	→	→	→	町委託金
	地域包括支援センターの相談事業の実施	<input type="checkbox"/> 実施	→	→	→	→	町委託金
	無料弁護士相談の実施	<input type="checkbox"/> 実施	→	→	→	→	町委託金
	生活支援品支給事業（フードバンク等事業） の実施 「新規文言」	<input type="checkbox"/> 実施	→	→	→	→	県社協
	生活困窮者相談支援事業の実施 「新規事業」	<input type="checkbox"/> 検討	<input type="checkbox"/> 実施	→	→	→	町・自主

【認知症サポーター養成講座基準】

認知症サポーターキャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した者を「認知症サポーター」と称します。認知症サポーターは認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアです。

認知症サポーターには講座実施主体者を通じて、全国キャラバン・メイト連絡協議会より、ボランティアのシンボルグッズである「オレンジリング」が授与されます。

認知症サポーター養成講座の開催は、その目的・対象者などの位置づけを明確にし、そのうえで以下の開催要件を満たしているものとされています。

- 実施主体者：都道府県・市町村等の自治体及び全国規模の職域団体等
- 講師：キャラバン・メイト
- 対象者：地域住民、職域、学校、広域の団体・企業等の従業者など。

【基本目標3】地域共生社会の実現に向けた体制整備強化

重点施策① 身近で信頼できる相談体制をつくります

【目指す方向性】

日常生活の様々な問題等について、住民誰もが必要な情報を得ることができるよう、相談窓口の充実と関係機関の連携を図り、信頼できる相談体制を目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口体制の充実と関係機関との連携を図ります。 ・職員研修の充実を図り、相談技術の向上を目指します。 ・相談事業の人材の育成に取り組みます。 ・相談窓口の周知に努めます。 ・子育て支援センター、子育て人づくりセンター事業を推進します。 ・障がい者地域生活支援事業^{※1}の推進を図ります。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談事業の周知を図ります。 ・地域包括支援センター^{※1}の充実を図ります。 ・障がい者地域生活支援事業の充実を図ります。 ・総合相談技術の向上を目指します。 ・福祉サービス情報の収集と提供に努めます。 ・民生委員・児童委員、地区福祉推進委員研修の充実に努めます。
事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の相談相手になります。 ・地域包括支援センターとの連携を図ります。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民に対する地区福祉推進委員の周知に努めます。 ・地域住民に対して、小地域ネットワーク活動の周知に努めます。 ・住民相互の見守り活動の充実に取り組みます。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から挨拶等で話しやすい環境づくりに努めます。 ・回覧板を有効活用していきます。(手渡しするなど)

※1 障がい者地域生活支援事業：障がい者相談支援事業、コミュニケーション支援事業など

※2 地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置されます。

重点施策② 住民が求める情報を発信します

【目指す方向性】

日常生活を営む上で必要な情報を発信するため、様々な媒体による情報提供に努めるとともに、町民の誰もが情報を受けられるように、地区加入率の増加を目指します。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町報かどがわによる情報提供の充実を図ります。 ・町のホームページによる情報提供の充実を図ります。 ・町報等が行き渡るよう、自治会と連携し区への加入促進を図ります。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりによる情報提供の充実を図ります。 ・回覧板を活用し、福祉情報を提供していきます。 ・社協ホームページで福祉情報を提供していきます。 ・地区福祉推進委員会に積極的に参加していきます。
事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・町及び社協が発信する情報の把握に積極的に努めます。 ・積極的な情報発信に努めます。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地区に未加入世帯への加入促進に努めます。 ・地区の班回覧を活用し、福祉に関する情報を提供します。 ・総会や地区行事などで福祉情報や消費生活課題の情報を提供します。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の行事に積極的に参加します。 ・地区の自治会に加入します。 ・事故や犯罪に関する情報を積極的に集めます。

【門川町 年次計画】

推進項目	内容	実施主体
定期的で継続的な福祉情報の発信	広報かどがわの発行（月1回）	町
	ケーブルテレビの情報チャンネルの活用	町

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 情報の発信

推進項目	内容	事業計画					財源	
		R2	R3	R4	R5	R6		
相談窓口を住民に分かりやすく伝える広報活動	社協パンフレットの作成	☑ 実施	→	→	→	→	→	町・自主
	町内掲示板（地区・企業・学校・施設等）の活用	☐ 実施	→	→	→	→	→	町・自主
定期的で継続的な福祉情報の発信	社協だよりの発行（月1回）【再掲】	☐ 実施	→	→	→	→	→	町・自主
	ホームページの更新【再掲】	☐ 実施	→	→	→	→	→	町・自主

重点施策③ 住民の権利擁護を進めます

【目指す方向性】

障がいのある人も高齢者もすべての町民が住み慣れた地域で安心して生活していくために、住民の権利と暮らしが適切に保障・擁護される地域づくりに取り組みます。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度^{※1}の促進に努めます。 ・ 権利擁護事業^{※2}の周知を図ります。 ・ 苦情処理体制の充実を図ります。 ・ 成年後見制度のニーズの把握に努めます。
社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活自立支援事業^{※3}の周知・充実に努めます。 ・ 地域包括支援センターの総合相談体制の充実を図ります。 ・ 権利擁護に関する制度の周知に努めます。 ・ 総合相談事業（常設相談、無料弁護士相談）を実施します。 ・ 成年後見制度の活用促進を図ります。
事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護について学習します。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護について学習する機会を設けます。 ・ 権利擁護について関心を持ち、情報を得るよう心がけます。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護について学習する機会を設けます。 ・ 権利擁護について関心を持ち、情報を得るよう心がけます。

- ※1 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。
- ※2 権利擁護事業：自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者などの生存権・人権・財産権などに関する権利を守る取り組みです。
- ※3 日常生活自立支援事業：福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳などの預かりなどのお手伝いをするサービスです。対象となる方は下記の方などです。



【門川町 年次計画】

推進項目	内容	実施主体
虐待・消費者被害の早期発見を目的とした見守り活動の充実	虐待や消費者被害に関する研修会の開催	町
	虐待や消費者被害に関する情報の提供	町
虐待・消費者被害の見守り活動と関係機関との連携	虐待や消費者被害に関する情報の提供 【再掲】	町
	虐待ネットワークとの連携	町
	成年後見制度の促進	町
	虐待や消費者被害に関する研修会の開催【再掲】	町

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 権利擁護

推進項目	内容	事業計画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
虐待・消費者被害の早期発見を目的とした見守り活動の充実	福祉推進委員、民生委員児童委員による見守り活動の実施	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	虐待や消費者被害に関する研修会の開催	<input type="checkbox"/> 実施					町委託金
	虐待や消費者被害に関する情報の提供	<input type="checkbox"/> 実施					町委託金
虐待・消費者被害の見守り活動と関係機関との連携	福祉推進委員、民生委員児童委員による見守り活動の実施【再掲】	<input type="checkbox"/> 実施					町・自主
	虐待や消費者被害に関する情報の提供【再掲】	<input type="checkbox"/> 実施					町委託金
	虐待防止ネットワークとの連携	<input type="checkbox"/> 実施					町委託金
	地区サロン等における消費者被害に関する研修会の開催 「新規文言」	<input type="checkbox"/> 実施					町委託金

重点施策④ 生活困窮者の自立支援に取り組みます

【目指す方向性】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方の自立を支援するため、関係機関との連携により対象者の把握に努め、安心して相談できる体制の構築に努めます。

【施策の実現に向けたそれぞれの取組】

町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・官民協働による地域の支援体制のあり方の研究に努めます。 ・生活困窮者自立支援事業の周知に努めます。 ・生活困窮者を支援するため、庁内の横断的な体制の構築に努めます。
--------	---

社会福祉協議会の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談事業を実施し、生活困窮にいたるリスクの高い人の把握に努めます。 ・資金貸付相談を実施し、生活困窮にいたるリスクの高い人の把握に努めます。 ・小地域ネットワーク活動で、生活困窮にいたるリスクの高い人の把握に努めます。 ・民生委員活動と連携を図り、生活困窮者の支援に取り組みます。 ・低所得者等への資金貸付相談を実施します。
事業所・団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援に関する学習を行います。 ・町及び社協と連携を図ります。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で積極的に声かけを行い、生活困窮者の把握に努めます。 ・日頃からあいさつを行い、生活の変化に気がきます。
個人・家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる人の情報を地区会長や民生委員・児童委員へ繋がります。 ・家族で過ごす時間を増やし、何でも話し合います。

【門川町 年次計画】

推進項目	内 容	実施主体
相談窓口の充実	常設総合相談事業の実施 【再掲】	町
	地域包括支援センターの相談事業の実施 【再掲】	町
	無料弁護士相談の実施 【再掲】	町
	庁内の横断的な体制の構築	町

【門川町社会福祉協議会 年次計画】

「事業名」 生活困窮者の自立支援

推 進 項 目	内 容	事 業 計 画					財源
		R2	R3	R4	R5	R6	
低所得者に対する資金貸付相談	たすけあい金庫貸付事業（町社協事業）	<input type="checkbox"/> 実施	→				自主
	生活福祉資金貸付事業（県社協事業）	<input type="checkbox"/> 実施	→				県社協
日常的な金銭管理等の支援	成年後見事業の実施 「新規文言」	<input type="checkbox"/> 実施	→				町委託金
	日常生活自立支援事業の実施	<input type="checkbox"/> 実施	→				県社協・自主・町
相談窓口の充実	常設総合相談事業の実施	<input type="checkbox"/> 実施	→				町委託金
	地域包括支援センターの相談事業の実施	<input type="checkbox"/> 実施	→				町委託金
	無料弁護士相談の実施	<input type="checkbox"/> 実施	→				町委託金
	生活支援品支給事業（フードバンク等事業）の推進【再掲】 「新規文言」	<input type="checkbox"/> 実施	→				町・自主

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

1 地域の実情に応じた計画の推進

計画に掲げられている各取組み内容は、全町的に取り組むべき内容もありますが、地域によっては取り組む必要のない内容や計画に掲げられた方法と異なるアプローチで取り組むことができる内容もあります。このような取組みを全町画一的に推進することは、かえって、その地域に負担をかけ、地域福祉の担い手離れを招くなど弊害が生じるおそれもあります。

したがって、その地域の実情に応じ、その地域に根ざした取組みを促進することにより、町全体の地域福祉の推進を図っていきます。

2 計画の推進体制

行政には、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、地域福祉を推進する関係機関や団体などと連携を図るとともに、行政内部の関係各課とも連携を図り、本計画が円滑に推進されるよう努めます。

また、町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられています。したがって、町社会福祉協議会は、本計画に掲げられている地域福祉を推進するためのさまざまな事業を地域と連携を取りながら行っています。

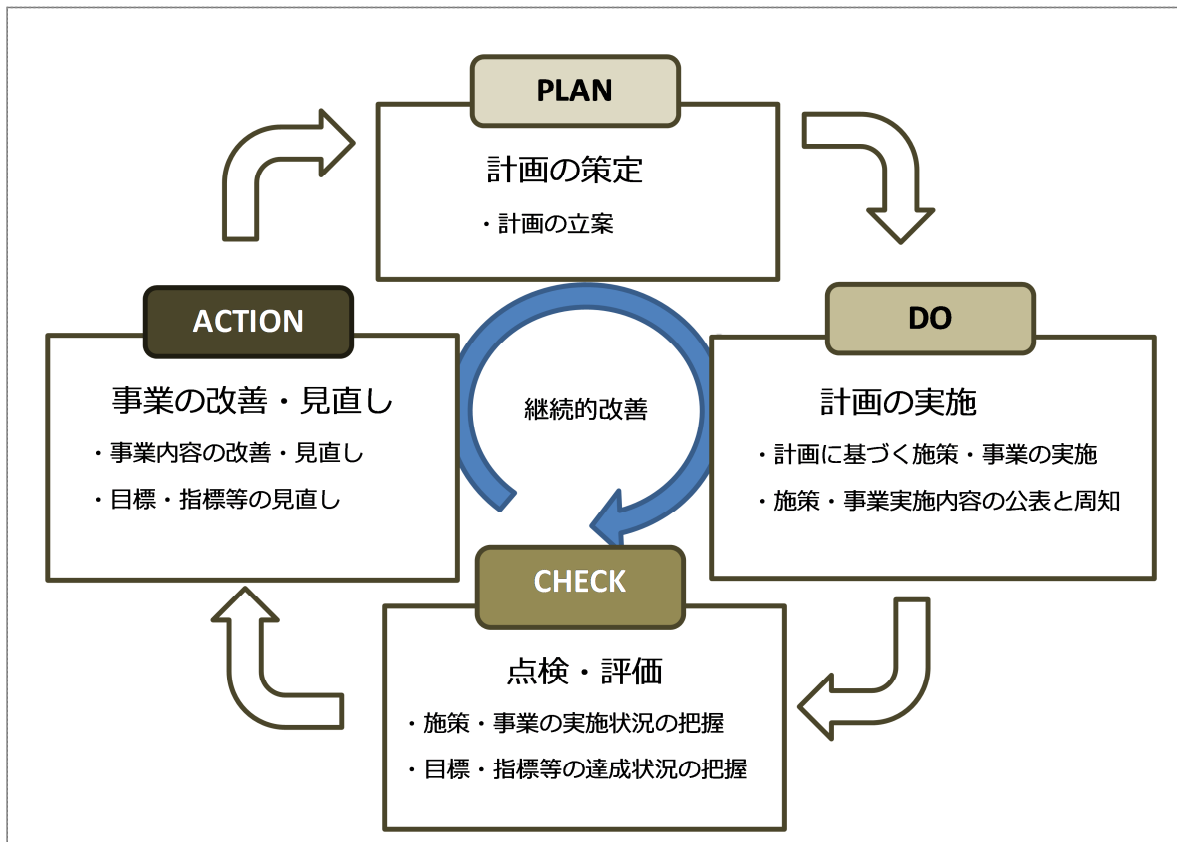
さらに、地域においては、住民一人ひとりが地域福祉を『自分自身の問題』と捉え、主体的に行動する認識のもと、福祉に対する意識を高め、地域の活動に積極的かつ主体的に参加することが必要となります。

3 計画の推進管理

この計画（Plan）の所期の達成を得るためには、本計画に基づく町社会福祉協議会の取組み内容の進行・達成状況について取組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このようなことから、計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課および町社会福祉協議会において施策の進行状況について把握・評価を行い、必要と認めるときはこれを変更することや、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないことから、各種施策が利用者の直面している問題や課題について点検・評価を実施し、「PDCAサイクル」による継続的評価の考え方を基本として、事業の見直し・改善を行い、本計画の円滑な推進に取り組めます。

PDCA サイクル



資料編

資料編

1 門川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成26年3月31日告示第7号)

改正 平成29年3月31日告示第33号

(設置)

第1条 門川町における多様な福祉課題について公民協働による解決を図り、充実した地域福祉の実現に向けた門川町地域福祉計画を策定するため、門川町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町民代表
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、計画が策定されるまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開会することができない。

3 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 策定委員会の委員が会議等に出席したときは、門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(報告)

第7条 会長は、策定委員会の審議の結果を町長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉課において所管する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第33号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員

番号	委員名	所属・職名
1	山崎 睦男	九州保健福祉大学 准教授
2	森 誠一	門川町議会 総務財政厚生常任委員会 委員
3	山室 英樹	門川町社会福祉協議会 事務局長
4	森迫 研晴	特別養護老人ホーム 『大地』 施設長
5	佐々木 智子	あさひ学園 園長
6	岩佐 誠	地区会長・自治公民館長 連合会長
7	弓削 美穂子	民生委員・児童委員協議会
8	櫻野 宏子	門川町商工女性部 部長
9	濱田 繁	ボランティア連絡協議会 会長
10	津隈 ミサオ	高齢者クラブ連合会 会長
11	牧野 喜代美	町障害者連絡協議会
12	黒木 洋子	町婦人団体連絡協議会 会長
13	濱砂 光弘	町校長会 会長
14	中川 英子	町民代表
15	金丸 隆康	門川町 副町長

3 事務局

門川町

番号	委員名	所属・職名
1	橋口 聡	門川町福祉課 課長
2	品部 茂	門川町福祉課 課長補佐
3	原田 貴志	門川町福祉課 地域福祉係長

門川町社会福祉協議会

1	倉橋 幹太	門川町社会福祉協議会 在宅福祉係長
2	岩田 千種	門川町社会福祉協議会 地域福祉係長



令和 2 年 3 月

門川町地域福祉総合計画

第 3 次門川町地域福祉計画

第 5 次門川町社会福祉協議会地域福祉活動計画

門川町

〒 8 8 9 - 0 6 9 6

住所：宮崎県東臼杵郡門川町本町 1 丁目 1 番地

電話：0982-63-1140 Fax：0982-63-1356

※ホームページアドレス

<http://www.town.kadogawa.lg.jp/>

門川町 社会福祉協議会

〒 8 8 9 - 0 6 0 5

住所：宮崎県東臼杵郡門川町庵川西 6 丁目 60 番地

電話：0982-63-7210 Fax：0982-63-0955

※ホームページアドレス

<http://kadogawa-shakyo.org/>
